

淀川水系流域委員会 第22回琵琶湖部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部委員 西野委員

日 時：平成 15 年 5 月 19 日 (月) 12 : 30 ~ 16 : 00

場 所：大津プリンスホテル 2階

コンベンションホール「淡海6」

庶務 (三菱総合研究所 柴崎)

それでは、お待たせいたしました。これより淀川水系流域委員会第 22 回琵琶湖部会を開催いたします。司会進行は、庶務を担当する三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私、関西研究センターの柴崎です。どうぞよろしく願いいたします。

審議に入る前に幾つか確認とお願いをさせていただきます。

まず、配付資料を確認させていただきます。「発言にあたってのお願い」、水色の用紙です。そして、「議事次第」、資料 1「委員会および各部会の状況 (提言とりまとめ以降)」、資料 2 - 1「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料 (第 1 稿)」、これは資料の表紙にも書いていますように、「(庶務による琵琶湖部会関連箇所へのマーク入り)」となっております。説明資料 (第 1 稿) に、琵琶湖部会の対象の地区でやるという地域名が書かれているものに限って黄色のマークを記しているものです。この黄色のマーク以外にも、地域名は限定されてないのですが、どの地域でもこういう形で事業をやるという説明が書かれているものもあるのですが、そちらについてはマークをしておりません。琵琶湖部会の地域の名前が書いてあるところだけ目立つようにというか、わかりやすいように、黄色い印を庶務の方でつけてあるものです。

資料 2 - 2「テーマ別部会の状況報告」、これまでテーマ別部会が大体 3 回から 4 回開かれているのですが、それぞれの部会でこれまでにどのような意見ややりとりが行われたかをまとめたものです。

資料 3、「5 月～7 月の委員会、部会、運営会議の日程について」の表です。こちらは 1 カ所間違いがありまして、地域別部会の 5 月 25 日、「琵琶湖部会・一般意見聴取試行的会」と書かれているのですが、25 日、月曜日となっておりますが、日曜日の間違いです。申し訳ありません。

参考資料 1「委員および一般からのご意見」、これは 4 月 21 日の第 20 回委員会以降、この琵琶湖部会まで寄せられた委員及び一般からのご意見をまとめたものです。

共通資料としまして「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料 (第 1 稿)』に係る具体的な整備内容シート (第 1 稿)」です。こちらは、一般の方には白黒で配付しております。委員の方には、水色のファイルにとして机の上に各 1 人ずつ置かせて頂いております。委員の方はカラーとなっております。カラー資料をご覧になりたい方は、受付に閲覧資料を置いておりますので、そちらをご覧下さい。また、琵琶湖部会の地域の中で事業として掲げている施策を落とした地図を前方向かって右側に張っておりますので、休憩時間等にそちらをご覧頂ければと思います。

また、委員席及び河川管理者席の方々には、机上資料を置いております。各テーブルに 1 つずつ置いてあるものとして、提言冊子、河川管理者説明資料関連ファイル、ファイルにとじたものを置いております。また、過去の琵琶湖部会で行われた現状説明資料を置いておりますので、審議の参考にして頂ければと思います。

次に、参考資料 1、4 月 21 日の委員会以降、今回の部会までに一般の方々から流域委員会に寄せられた意見についてご報告いたします。参考資料 1 をご覧下さい。こちら、4 月 21 日から 5 月 15 日の間に委員の方から 1 件、あと一般の方から 2 件の意見が寄せられて

おります。2 ページ目に一般の方々から寄せられた意見をまとめた表がありますが、2 件ということで、「高時川の明日を考える住民大会」の報告や、川上ダムの早期実現の要望書が一般の方からは寄せられております。審議の参考にご覧下さい。

次に、発言にあたってのお願いです。本日は、一般傍聴の方々にもご発言の時間を設けさせて頂く予定です。なお、委員の方々の審議中は、一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと存じますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

一般の方が発言される際には、「発言にあたってのお願い」をご一読下さいますようお願いいたします。

委員の方々、河川管理者の方々におかれましても、会議終了後、議事録を作成いたしますので、恐れ入りますが、発言の際には必ずマイクを通して、お名前をちょうだいした上でご発言下さいますようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの場合は、審議の妨げとなりますので電源をお切り頂きますようご協力をお願いいたします。

本日は 15 時半、3 時半終了の予定とさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、審議に移りたいと思います。川那部部会長よろしく申し上げます。

川那部部会長

たしか 1 月 29 日以来ですが、その間、委員会及びテーマ別部会を精力的にやって頂きて、久しぶりに琵琶湖部会として審議を始めさせて頂きたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まずお手元の資料 1、委員会及び各部会の状況の報告を庶務の方からお願いいたします。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

[省略：資料 1 の説明]

川那部部会長

5 月の運営会議と委員会は、私は事情があり休んだのですが、江頭委員、何か今の説明につけ加えて頂くことがありましたらお願いいたします。

江頭部会長代理

特にありません。

川那部部会長

ありませんか。では、その件は今のようなことでよろしいでしょうか。他の委員の方、いかがですか。

それでは、次へ入らせて頂きたいと思いますが、資料 2 - 1 と 2 - 2 を使って、まず庶務

から説明をお願いします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、議事に従いまして資料 2 - 1 ですが、これは先ほど冒頭でご説明させて頂きましたが、説明資料（第 1 稿）の中で、特に琵琶湖部会関連の事業名が明記されている部分について黄色いマーカーでマークをしております。この辺りの具体的な事業について、後ほどご議論頂ければと考えています。なお、この説明資料の中では、流域全体の全ての事業に共通するような施策の内容については琵琶湖部会にも関わるといことですが、特に資料 2 - 1 の段階では黄色いマーカーをつけることはしていません。全く関係ないということではなくて、全流域に共通な部分についてはマークをしていないということ、この資料をご覧頂く際には留意して頂きたいと思います。

資料 2 - 2 ですが、「テーマ別部会の状況報告」です。これにつきまして私の方から、各テーマ別部会でどのような議論がなされたかを簡単にご説明したいと思います。

各テーマ別部会の開催状況につきましては、流れとしましては先ほどご報告申し上げた通りの回数を行っています。資料 2 - 2 の 1 枚目をご覧頂きたいのですが、各テーマ別部会とも共通でして、まず委員の皆さまから、どのようなポイントについて議論して頂きたいかというご意見を頂きまして、各テーマ別部会の部会長なりリーダーがどういう点について議論すべきか、ということで、論点という形でご提示をして、それに沿った形で議論を進めていこうという進め方をしています。この資料の中で、例えば 1 の環境・利用部会では、検討班別の論点ということで（3） 8 ページ以降に示していますような論点をもとに議論を進めていくということで行っています。簡単に、内容につきまして環境・利用部会から順番にご説明をしたいと思います。

3 ページをご覧頂きたいのですが、これが検討班別のまとめということで、4 月 21 日の委員会に報告する形で、各班のリーダーが途中段階の部分のとりまとめを行っています。それをもとに簡単にご説明いたします。3 ページの「議論の成果と課題」ということで、自然環境班と水質班と利用班という 3 つの検討班に分かれて、環境・利用部会が議論していったわけです。

まず自然環境班の中身としましては、自然が自然を、川が川をつくるということの理念というのが説明資料の中では十分反映し切れてないのではないかというような議論が中心になっております。特に、何もしない地域とか立入禁止区域といったような環境の保全のためのエリアを設定する必要があるのではないかとといったようなところ、或いは良好な自然環境の部分、或いは良好な生態系を極力保存していく、それを参考にして今後の生態系の回復を図ることが必要ではないかといったようなこと、或いは川が川をつくるという技術開発等をやっていけばよいというご意見が出ました。

大きな 2 番目として、「住民との協働の観点が十分反映されていない」、そして大きな観点としまして、戦略的環境アセスメントの理念が十分反映されていないということでした。それから、4 番目としましては、「生態系の保全の考え方の検討が必要」であるといったような指摘があります。

詳細な議論につきましては、例えば 14 ページ以降、「これまでの主な意見・やりとり内容」ということで、自然環境につきましては「川が川をつくる理念について」というようなところを中心にやっています。具体的なご意見としましては、14 ページの例えば真ん中辺り、年度内の予算を 100%使い切ってしまうのではなくて、ある程度 50%から 70%くらいまで使って、あとは例えば自然に任せてはどうかというような具体的な意見等も出ています。

また、「川が川をつくる」というような部分につきましていろいろな意見交換がなされておりますし、15 ページの a をご覧頂きたいのですが、具体的な方向性としてしましては、川が川をつくっているところを保全していくべきだ、また b として、全てを最後までつくらない、これは先ほど説明いたしました。c としましては「森林の保全」ということで、森林が重要であるので、そちらの保全も必要であろうということです。或いは、d として「普通種の保全」、これは何も貴重な種だけを保全することが重要ではなくて、普通の種を保全することで環境全体を改善していけるのではないかとといったような点とか、あと 15 ページの下の方で、自然の回復についての提言の目標としている、1960 年代前半を意識するということとは一体どういうことだろうということで、具体的な意見交換等も行われております。

また、「自然環境を回復する際の基準について」ということで、過去の環境資源の目録、どこにどのような生物がどの程度いたかというような記録を作成した上で、それを参考に自然を回復していくというやり方もあるのではないかとといったような点があります。

「自然環境のプロセスについて」は先ほど申し上げた通りですし、あと多様な主体の参画という理念が反映されてないというようなところとか、17 ページでは、「現在育ちつつある自然環境の保全」、或いは保全回復と修復というのは根本的な考え方が違うのではないかとといったような意見等も出されています。

あとは具体的なところでは、例えば 18 ページの下から 2 つ目の丸ですが、「住民参加の整備内容シートへの反映について」ということで、ここでは具体的に出したのは整備内容シートの環境 - 12 ページという部分で、そのフローチャートについて住民参加のシステム等が具体的に記されていないのではないかとということで、その辺はもう少し詳しく書くべきであろうというようなところ、或いはモニタリングの計画とか予算措置といったようなものについても、もう少し具体的に整備内容シート等で記述していくべきではないかといった意見が出ています。

次は水質ですが、水質についてもリーダーの方のまとめとしまして、5 ページですが、「討論の成果と方向性」というようなことでまとめられています。詳細な意見につきましては、めくって頂きますと 19 ページから簡単にまとめています。特に水質につきましては、全体的には流域全体の管理というものが必要であろう、それについて河川の側からもポジティブにと言いますが、積極的に関わっていくべきだろうというような大きな方向性の議論がありました。また、水質を考える視点につきましては、流域全体プラス大阪湾等も含めて、海に対してもいろいろな責任を持っておくべきだというようなところもありました。

それから、20 ページの方で、「河川管理者がリーダーシップをとって水質のマネジメン

トを」ということで、流域全体、これまでは川の中だけで対応せざるを得なかったところから、もう少し広げて考えていくべきだろうというようなことでいろいろな意見交換が行われております。その辺が 20 ページ、21 ページでして、具体的には水質の管理、監視についてどう考えていくべきか、ということではいろいろな意見が出されています。例えば 21 ページのところですが、管理体制とか監視方法について、これまでの公害の時代の測定方法ではこれからはいけないだろうということで、きめ細かい監視体制が必要だろうというようなことが議論されております。また 22 ページに、具体的に水質の管理基準とか目標といったものを河川として持つてはどうかというような議論がいろいろ出ております。水質の具体的なイメージで、例えば、その川の魚が食べられるというような水質に戻すことが 1 つの目標だろうという意見も出されています。

それから、23 ページでは、「モニタリングの展開・充実方向」ということで、モニタリング、水質調査の方法とか、実施と展開等についていろいろ意見が出されています。例えば 24 ページの真ん中からちょっと下の方ですが、現在の水質の調査項目というのは非常に限定的であるというご指摘がありました。期間とか頻度等もそうですが、例えば発がん性物質等について、或いは水上バイクとかの排ガス等についての規制とか、そういったような部分、或いは自動監視によるデータを測定するだけでなく、地域住民も含めて広く公開していくべきではないかといったような意見等が出されています。また 24 ページの下の方ですが、モニタリングで集めたデータを読めるような人材の育成。モニタリングの仕組みとかだけではなくて、人材についても必要ではないかというような意見が出されています。

25 ページでは、他の機関、住民との連携、或いは、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会との連携といったことについて議論がなされています。特に真ん中の下辺りですが、例えば住民活力等を利用する際に、或いは企業との連携をとるという際には、例えば契約等の手法で工夫していったらどうかというような意見も出されています。

それから、26 ページの方につきましては、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）というものについての議論の中身です。これについてもいろいろな意見が出されていますし、また河川管理者との間でいろいろな質疑応答なり意見交換というものが行われております。例えば、「水質に関する対応を全てこの組織に投げているような印象がある」ということで、具体的にこれからどのようなステップで進めていくかというところをもう少し議論したいというような意見等もありました。また、住民とのオーナーシップの醸成ということで、住民が川に親しむというところでやっていって欲しいというようなところではあります。

27 ページ、水供給と水質、或いはこれまでの水質管理、その他等々様々な意見が水質部会の方で出されています。

利用につきましても、29 ページ以降、同様です。利用班につきましては、特に高水敷の利用等につきまして議論が深められています。特に河川利用のあり方ということで、これからどうやっていくのだろうかというようなところで、「河川利用のあり方」という部分と、それから「河川全体の利用のあり方を決める仕組みについて」ということで、30 ページの真ん中辺りをご覧いただきたいのですが、河川ごとに委員会を設置するというような説明

資料の内容ではあったのですが、下流から上流まで様々な価値観を全体で調整するような委員会のような場が必要ではないかという意見が出ています。それに対して河川管理者の方から、「上流から下流まで一律全てノーで、毎年 % ずつ縮小というのは現状を踏まえると少し乱暴ではないか」ということで、河川ごとに地域の特性を踏まえながら考えていきたいというようなやりとりがありました。また 31 ページに、利用委員会の内容についてどうかというようなことで、いろいろな意見交換があります。詳しくは資料の方をご覧頂ければと思います。

利用班では、その他舟運とか漁業、その辺りについても議論が少しされています。それから、水域利用につきましては 33 ページ、水域利用の考え方等について、できるだけ水質の面からも泳げるように改善したいということと、河川形状の面からは連続性を修復していきたいといった議論があります。その他水陸移行帯につきましては、33 ページ、34 ページ辺りに書いていますが、委員会側からも、ゾーニングをやって利用規制をしてはどうかというようなことにつきましては、基本的には連続性を修復することが主体であるということ、特に水陸移行帯に関して明確な線引きをするというようなことは今のところ考えてないというようなやりとり等もあります。また、水陸移行帯という名前の公園整備をしているように見えるといったようなご指摘等もありました。

あと、全体に関しましては、35 ページに書いていますような意見が出ております。特に、施策とか事業の評価について、便益と事業費を評価するような視点が欠けているといったようなご指摘に対しては、どれくらい環境が改善されたかという評価をすべきだということで、全てをお金に換算すべきとは考えてないといったようなところ、或いは定性的でもよいので、 Δ 、 \times 、といったように、いろいろな評価軸で議論をしてはどうかといったようなご指摘がありました。

以上が環境・利用部会についてのご意見として、かなり多種多様な意見が出されています。それを全て今ご紹介はできないのですが、先ほど述べましたような箇所に意見をまとめていますので、ご覧頂ければと思います。

続きまして 37 ページ、治水部会です。治水部会につきましても 4 回ほど開かれています。治水部会につきましては、大枠の理念とか方向性といったようなもの、特に「超過洪水を考慮した治水」と「自然環境を考慮した治水」、「地域特性を考慮した治水」といった部分の大きな方向性、理念につきましては、委員会と河川管理者はほぼ同じ考えに立っているのではないかというような認識が得られています。しかしながら、具体的な話になっていくと、委員の方からも改善の要望等が出されています。

主な内容につきましては、39 ページ以降をご覧頂きたいと思います。大きな考え方について委員会と河川管理者の方では大きなそごはないだろうということが確認されていますが、例えば堤防強化の考え方ということで 39 ページの下の方をご覧頂きたいのですが、特にネーミングの関係で、恒久的なものが高規格、スーパー堤防で、応急的なものが既存堤防の強化というのはどうかというようなご指摘があります。それに対して河川管理者の方から、応急的という部分については名称としては検討したいけれど、これで安全だというような幻想を与えてきたというような反省から、あえて応急的というようなネーミングに

しているというようなことについてもお答えを頂いております。

それから、40 ページの方に、緊急対策区間の設定と優先順位ということで、その方法についての意見が出ております。特に、堤防の強化の優先順位というものについて、住民が関われるようにしてはどうかというようなご意見等も出ています。それから、技術開発等を行っていく必要があるとういうようなこと、また流域全体の対応の考え方ということで、特に河川だけで対応しているのではなくて、流域全体についてももう少し具体的に検討していく必要があるだろうということなのです。

例えば、「河道、ダム以外の治水対策の強化」ということで、公共施設の土地利用の誘導等だけではなくて、民間企業とか住民に補助金を出すといった努力を積極的に行っていくべきではないかということで、流域全体について考えていかなければならないということなのです。それについては河川管理者の方で、説明資料の中では、まず情報伝達、それから被害ポテンシャルの低減と、3 番目にハードで堤防の強化というような順番で記しているということで、土地利用の誘導等については今すぐ達成できることではないと考えて、長期的に取り組む計画になっているというようなお答えがありました。

それから、被害ポテンシャル低減対策協議会等については資料に書いてある通りですが、委員からのご意見では、地方自治体が主だということも強く打ち出してはどうかというような意見等があります。情報伝達とか避難については夜間の対応、それから地域特性に応じた伝達等についての意見が出ております。

また、「『自然環境を考慮した治水』について」ということですが、こちらの方も理念として再度強調したい部分があります。それから、「琵琶湖の水位操作について」ということで、自然環境と治水の部分で両方考えていくべきだというもの、或いは操作規則に関わる合意について意見が出ています。

あと、「自然環境と堤防強化」という意味からは、自然環境の面から見て、堤防を強化した後、覆土というものをするだけで、環境に対して十分な配慮ができるのかについては検討していかなければいけないといったご意見がありました。

それからあとは「『地域特性に応じた治水安全度の確保』について」ということで、浸水被害の軽減において目標とする安全度を検討すべきではないかということで、例えば河川管理者の方からは、既往最大規模を 1 つの目標として浸水対策を行うことも考えているとういうようなこと、また狭窄部上流の浸水被害についても議論がなされております。

あと、45 ページの方では、ダムについて今後の要検討事項とか説明事項についての要望を部会の方から出しています。45 ページ、46 ページ等にかけて、その辺りの議論がなされています。

次に、47 ページから利水部会です。利水部会につきましても、最初に委員会・部会側で水需要管理というものを提言しておりますが、説明資料に意見を言う前に、水需要管理の具体的内容についてももう少し、部会としてイメージを固めていく必要があるとういうことで、第 2 回目の部分につきましても水需要管理のスタンスとか、内容のイメージといったものについての意見交換が行われております。3 回目の利水部会では、河川管理者より利水の現況等について説明が行われまして、その後、意見交換が行われたという流れとなっ

ております。

利水部会の方では、49 ページに書いていますように、2 回目の部会におきまして水需要管理の目標とか、水需要管理のイメージということで、こういうフローを池淵部会長の方からご提示をして頂いております。49 ページがその資料ですが、こういう流れの中で環境流量の確保とか、新規水資源開発の抑制、或いは河川からの取水量の抑制というようなところに向けて様々な施策を行っていくというようなところ、特に 50 ページをご覧いただきたいのですが、それぞれの具体化の際には、主体ですね、だれが水需要管理を行っていくのかということで、住民とか市民レベルなのか、利水者なのか、自治体、関係機関なのか、河川管理者なのかといったところを頭に置いて議論をしていく必要があるということです。

52 ページから、それまでの意見のやりとりということで議論がなされています。特に、利水に関する基本的な考え方については、提言の実現に向けて、今すぐには無理でも、今後こういうふうに行っていくというようなところを含めて河川整備計画をつくって頂きたいというような委員会からの要望等がありました。それに対して河川管理者の方からは、利水につきましては河川管理者だけではできないことが多いということで、できる部分の 1 つとして、例えば水需要管理協議会というようなものをつくって考えていくというお答えが出ております。また、河川管理者にがんばれと言うばかりではなくて、委員の間で具体的なものが出てくるような議論を行うべきといったようなところがあります。

また、水需要管理のとらえ方等につきまして、特に目標につきましては、例えば福岡並みに減らすと、或いは今以上に増やさないのか、或いはこれ以上の新規ダムをつくらないといったようなことなのか、それをきっちり決めて、部会の方で議論していく必要があるというご意見が出ております。その他、水需要の実態把握と精査ということで 53 ページに出されていますが、委員の側から様々なご要望が出されています。

それから、54 ページ、「水利権の用途転用」ということで、水利権の用途転用についていろいろ説明ないしは意見交換が行われております。その中では、説明された資料の中で、例えば上水道と工業用水ということで、工業用水については 20 t くらいの乖離が存在すると読み取れるが、これらを活用していくことで新規ダムの計画を見直していくことも考えられるのかというようなご意見がありました。それに対しては、大阪、兵庫の工業用水についてはある程度余裕があるが、上水道の方については余裕がないのではないかとといったようなところがあります。

以上、利水部会については、その他様々なご意見が出ておりますが、そこに書いてある内容をご覧頂ければと思います。

56 ページは、最後になりましたが住民参加部会です。

先ほど説明させて頂きましたが、住民参加部会につきましては、5 月 16 日の委員会に住民参加、住民意見の聴取・反映方法についての提言を出すということで、そちらの部分の議論が先行されています。それにつきましては、5 月 16 日で議論は案ということでお認め頂いたということになってはいますが、残りの部分の説明資料に関する住民参加部会での意見交換というのは、それほど多くの時間をとれなかったという状況となっております。その中で、これまでの主な意見交換の内容というのを 59 ページの方に書かせて頂いております。

す。

住民参加部会では、全てのパートに関わってくるということで、順番に河川環境、治水、利水、利用、ダムというそれぞれのパートで、住民参加の観点からどのようなことが必要かというようなところについて議論をしていったということです。まず、全体についての意見としましては、例えば協議会については、ただ会議だけをつくれればよいというような考え方をしないようにして頂きたいというようなこととか、計画策定についてご意見がでています。

それから全体的なところでは 60 ページ、河川レンジャーの目的、位置付け等について、河川レンジャーのあり方がどうか、或いは名称については横文字にすべきではないのではないかといったようなところがあります。あと、河川レンジャーの活動拠点ということで、特に具体になって出ております活動拠点については、もう少し違う視点からも検討が必要ではないかといったようなところがあります。

以上、非常に駆け足ですが、各テーマ別部会でどのようなところで検討がなされまして、どういう点で意見、或いはやりとりがあったかということ、少し例示的に説明させて頂きました。時間をオーバーして非常に申し訳なかったのですが、以上で説明を終わらせて頂きたいと思います。

川那部部会長

それでは、各部会に関係して委員の方から追加して頂くことがあればと思います。環境・利用部会の部会長も部会長代理もいらっしゃるのですが、宗宮委員、何かつけ加えられることはありますか。或いは中村委員から何かありますか。

宗宮委員

環境・利用部会 32 名の非常に多数の委員の方が 3 つの班に分かれて、それぞれご意見を頂きました。資料 2 - 2 のページ数を見られましても、半分以上は環境・利用部会となっております。幅が広過ぎてある意味では焦点が絞れなかったという懸念は若干あります。特に、新しく具体的な行動、アクションをどうとるかという段になってきますと、何をやるべきか表現しにくいということがありまして、アクションをする時の目標値をどこへ設定するかということも、まだもう少し考えなければいけないということでした。

一度、資料 2 - 2 をお読み頂いたら結構なのですが、昭和 45 年の公害対策基本法以来の環境管理のあり方といったいろいろなシステムが、30 年たった今の時点でどう次に移っていくかという時に、ちょうど河川の中の管理のあり方も考えようというところへ来ていますので、それにいかにうまく乗り込んでいけるかという工夫してみたところを、読んで頂きたいと思います。

川那部部会長

環境利用部会は部会の中で検討班に分かれています。どなたか追加なさることはありますか。

それでは、治水部会の方は江頭委員、特に何かありますでしょうか。

江頭部会長代理

特段、資料2-2にご説明の通りだと思いますが、記憶が少しあいまいですので、もし思い出しましたらその時に発言させていただきます。

川那部部会長

利水部会は部会長、部会長代理はいらっしゃいませんが、今回出て頂いている村上委員、何かつけ加えがありましたらよろしくお願いします。

村上委員

利水部会の方でメインのテーマになったのは、資料2-2に部会長が書いて下さった水需要管理のあり方でしたが、具体的に、現在の水需要の精査に関しては鋭意努力中で国土交通省が行ってらっしゃるということで、具体的なデータがなかなか出てこなくて、具体的な数字での話がしにくかったという段階です。それと、水需要管理のあり方についてフローをつくって、こういう形でできないかと話し合いをしていたのですが、河川管理者としてやれることは非常に限りがあるということでした。それで、協議会をつくることでそれをクリアしていこうとしているのだというご答弁があったわけです。そういう意味で、河川管理者としてできる部分が限られているということが1つ明らかになったところで、なかなか具体的なところまで詰められていないというのが現状と認識しています。

川那部部会長

他には何かありませんか。

それでは、部会長がいらっしゃる住民参加部会は、三田村委員、何かつけ加えて頂くことはありますか。

三田村委員

住民参加部会は先ほど庶務がご説明下さった通りです。私どもの部会で一番大きな問題、やらなければならない仕事は、1月に提出いたしました提言の4-8住民参加のあり方の中で、河川管理者が河川整備計画を策定するにあたり、どのように住民意見を聴取・反映すべきか、というところを別冊で提出することでした。それをまず急いで完成することが私どもの一番大きな仕事で、それを先週5月16日の委員会で採択して頂いたのはご存じの通りだと思います。従いまして、説明資料(第1稿)に対する意見交換は大きくは進んでおりません。資料2-2の56ページからに書いていますように、およそ検討すべき骨子がどういうものであるかというところで現在のところ終わっております。今後、種々のところでまとめていかなければならないと思っております。以上です。

川那部部会長

それでは、全部を合わせて、中には複数の部会に出て頂いている方がいるのですが、特に今の段階で報告、ご意見等を頂くことはありますでしょうか。

嘉田委員

住民参加部会についてなのですが、住民参加部会というのは先ほど三田村部会長がおっしゃったように、それぞれの項目全てに対していわば横つなぎの意味があるわけです。環境なら環境の事実関係、或いは治水なら治水にまつわる事実関係を踏まえた上で、それぞれの地域なり、或いは地域を越えた流域での住民というような関わりが大変深くなるわけですから、実態を踏まえて考えなければいけないだろうというのが議論にかなりあったと思っております。

ですから、文書が出たから、或いは委員会で何か提言が出たからそれで終わりということではなくて、逆にそこを始まりにして、いかに具体的な事例を経験として積み上げていくかということが大事ではないかという議論もあったと思っております。追加意見です。

寺川委員

テーマ別部会でそれぞれ議論を深めていくということになったのですが、そこで感じましたのは、1つは、やはり非常に注目されておりますダムの問題について、どの部会で議論を深めていくかということです。環境、利用、利水、治水の全てに関係しているのですが、断片的にしか議論できないということがあります。例えば、丹生ダムについては琵琶湖部会が地元になると思いますが、丹生ダムを必要としているのは琵琶湖だけではなくて京阪神地域ということになりまして、地域別部会だけで語れないという辺りを、どのように議論していくのが1つ課題として残ったと感じました。

それから、近畿地方整備局からダムの説明を2回に分けてして頂いたのですが、大戸川ダムと天ヶ瀬ダム再開発の2つが琵琶湖と非常に関連しています。例えば琵琶湖の水位操作等について、瀬田川洗堰の操作が密接に天ヶ瀬ダムと関連しているということがあります。そういったところも含めて議論しないと全体的な議論にならないのではないかと思います。今後どうやって議論していくのかという辺りが課題として残っていると思います。

川那部部会長

他にはありませんでしょうか。もちろん後で意見を出して頂いてもよいということで、資料2-2の説明とそれに対する補足は終わりにして、資料2-1へ戻って議論を始めてよろしいでしょうか。

ご承知のように、この3月からでしたか、各部会だけの委員というのがなくなりまして、全員が委員会の委員となって、その点では一本化されてすっきりしたわけですが、人数としてはあまりにも多いということもあって、いろいろな議論は各部会その他でやるとなっています。

テーマ別部会はまだこれから、引き続いて議論をなさるわけですし、都合によっては新しいテーマ別部会ができて上がるようなことが必要な場合もあるかも知れませんが、それは委員会の方の問題として、3つの地域別部会については、地域別での具体的な問題をきちんと議論をしていかなければならないと思います。当然ながらその範囲内に限られるわけではなくて、そこに関連する事項については、他の地域のものもある程度の議論をしなければいけないと思いますので、お願いいたします。

前の委員会の時に話されましたから皆さまご存じだと思いますけれども、説明資料(第1稿)そのものだけではなくて、具体的な整備内容シート(第1稿)というのがあります。それらが一体のものとして第1稿として出ております。その両方をこれから議論していきたいと思います。

第1稿の段階の河川整備計画ではいわゆる「河川管理者」はこの形を提案しておりますので、それに関する議論をしっかりとすることも必要です。従って、取り敢えずは大体資料2-1に沿って順番に議論をさせて頂くということによろしいでしょうか。もちろんこれは庶務の方が一生懸命つくってくれたわけですが、人間がつくったことですから、当然抜けているところ等あるでしょうから、それはその都度議論をして頂くということにして、大体これに沿ってしばらく議論をしていくということによろしいでしょうか。

では、そのようにして始めさせて頂きたいと思います。ある程度また元へ戻るといことはしないといけないとは思いますが、一応ページの順番を追って議論をして頂きたいと思います。

それでは、「はじめに、河川整備の基本的な考え方」と書いてある部分です。琵琶湖部会だけの問題ではないと庶務の方は考えて、黄色の線は入っておりませんが、「はじめに」について、委員会全体のことは別にして、琵琶湖部会としてこれだけは言っておかないといけない、或いは河川整備計画にはこういう項目を載せるべきで、ここでは絶対にこう書かなければいけないとか、ここは違う等があれば、できるだけ具体的に指摘をして意見を交換したいと思いますが、いかがでしょうか。

その前にいわゆる「河川管理者」は特に言われることはありますか。何もありませんか。では、委員の方、よろしく願いいたします。あまりに一般的ですから最後にするという手ももちろんあります。終わったから今日でおしまいという意味では全然ありませんが、1ページ、2ページ辺りで。こういうことを部会として議論しておきたいということはありますでしょうか。

寺川委員

「はじめに」の3章「河川整備の基本的な考え方」の3)の3行目辺りに、「河川環境や生態系に影響を与えていることも事実である。また、ダム建設は広範囲にわたる水没を伴い地域社会に大きな影響を与えた」と書かれていますが、この影響とはどういう影響なのかということです。私は、悪影響を与えたということではないかと思えます。我々の提言の中ではそこを明確にしていたと思いますが、以降の記述等でも、影響を与えたという表現になっています。書きにくい部分だろうとは思いますが、その辺は明確にして頂い

た方がよいのではないかという意見です。

川那部部会長

わかりました。今後、議論の中で、最後のところを具体的に言うようにする必要があります。今のような問題でも、できるだけこのようにして欲しいという言い方にとどめておくのか、こうすべきであると部会として意見を言うのか、はっきりした格好で提案なり議論なりをしていって頂きたいと思います。

つまり、今の第 1 稿ではありませんが、第 2 稿、或いは第 3 稿と河川整備計画が出てきた時には、委員会としてそれに対する意見をきちっと言わないといけないわけです。途中でこのように考えられる方がよいというサジェスションの部分と、出てきたものについて、はっきりした見解を述べなければいけない部分があるうちに出てきますので、今の話ではありませんが、あえて申させていただきます。

村上委員

ここの「はじめに」の 1 から 6 のどこに入るかわかりませんが、河川整備を今まで行政が主体でやってきたのですけれども、これから住民との協働でやるということを提言の中にも書きましたので、ここにやはり、今まで河川管理者が主で行ってきた整備の中で、住民参加の機会が十分ではなくて住民の知恵が十分生かせなかった、必ずしも全ての住民が関与できなかったということがあったので、これからは広範な住民との協働によって河川整備を行っていくという意思表示を、ここの部分に入れて頂いた方がよいのではないかと思います。

川那部部会長

その辺のところは、住民参加のことに関する提言がこの間、5 月 16 日に委員会としては通ったところですから、この第 1 稿ではその話を受けてはいらっしゃらないはずで、第 2 稿以後に、従来の提言以外に住民参加に関する部分をまた受け入れて頂きたいと思います。それが受け入れられるべきであるという意味で取り敢えずよろしいですか。

他の方、1 ページ、2 ページについてはいかがでしょうか。

西野委員

3 章「河川整備の基本的な考え方」の 2) です。琵琶湖の生い立ちは数百万年もさかのぼりというところがありますが、その最後の 2 行、「このため河川環境の観点から琵琶湖の水位を水利用との調和を図りつつ、できるだけ保持することが求められている」とあります。このスタンスと提言のスタンスというのを考えますと、提言では、自然が自然をつくる、川が川をつくる理念というのを反映すべきだと言っているわけですが、第 1 稿では、できる範囲内で調和をするということで、一歩引いたような形になっています。もう少し踏み込んだような表現ができないかと希望します。

倉田委員

西野委員がおっしゃった点についてなのですが、5月16日の委員会で、丹生ダムと大戸川ダムの計画見直しの説明を聞いてショックを受けたのです。その資料を持ってきているのですけれども、琵琶湖総合開発以前とそれから後との琵琶湖の水位の変化をグラフで示されまして、端的に言いますと、総合開発が起きる前は琵琶湖の生態系は長らく維持してきたけれども、琵琶湖総合開発をやってからは、生態系は危機に瀕しているということです。そのもとというのは、水位が下がってしまったからだということで、それを何とかしなければ琵琶湖そのものが危機になる、従ってダムをという発想で、説明があったわけです。

大事なところは、今の西野委員のご指摘になったところの水位の問題、琵琶湖の水位を云々と書いてあるところです。このような書き方であったら、5月16日の委員会で説明のあったダム計画というのは整合性を持ち得ないのではないだろうかという気がしています。少なくともこの間の話が非常にショックで頭の中から消えないのです。

今日、今までの流れを聞いていて、我々のやっていることはこれでよいのだろうかと考えました。ダムという問題は部会の中には組んでないわけです。利水部会、環境・利用部会等は分かれていますけど、ダム部会はないのです。ダムの話は全部かぶってきますから部会をつくっていないのだということでしたけれども、そこで引っかかるのです。気持ちの整理がうまくできないまま今発言させて頂いたのですが、琵琶湖の水位というのは非常に大きい問題ですし、後々いろいろなところに関わります。

その辺の整理をするのにどうしたらよいのかと考えますと、資料2-1の1ページの3の2)の最後のところの文章はあまりよくないという気がするのです。

川那部部会長

倉田委員、次の時には、こういう書き方をとまでは言わなくても、こういう方向を考えるべきであるといことを是非おっしゃって頂きたいと思います。よろしくお願いします。

他の方、いかがでしょうか。

では、私から2つほど申しておきます。1つは今の「できるだけ」という部分の言葉遣いの問題ですが、今日のところは要望の形にしておきます。前の前の委員会で私が言った言葉を使えば、自然環境の保全が河川法によって目的化されているという部分が、この文章にはっきりあらわれているとは言えないということです。環境、治水、利水の3つが全て目的化されているということが、河川法の改正の1つの原点であることは明白なので、そのことがわかるような書き方をなさるのが適当ではないかということです。

つまり、できるだけという言い方のところでは、河川環境に配慮しながら治水、利水を行うかのごとくに受け取られると、「河川管理者」としてもお困りになると思います。そういう意味で、目的化をきっちり入れた言葉遣いをして頂くことが必要ではないかというのが1番目です。

2番目は、いわゆる「実施」と「検討」に関する考えです。これは繰り返しになりますが、検討という項目の中に2つの検討があり得ると思います。

1 つには、国土交通省といういわゆる「河川管理者」としてはこういう方向にしていきたいと考えているのだが、現在の法律その他においては国土交通省だけでやれる問題ではないので、他の省庁なり自治体なりに対してそういうものをつくっていききたいというタイプの検討があります。それに対して、もう一つは国土交通省の範囲内、つまり河川法の範囲内で決められることであるけれども、現段階においては検討する、というものです。これらははっきりと区別することが必要と思います。

前者の方の問題に関しては、いろいろなところと相談をいたしますというしかないものもあるかもしれませんが、国土交通省としてはこのような方向に向けて他のところと話を詰める、という方がいいと思うので、その辺の姿勢をこの「はじめに」の項で書かれる必要があるのではないかと思います。

これを委員会ではなくて琵琶湖部会で申しました一番大きな理由は、琵琶湖そのものが直轄ではないという問題です。一般論として言えば委員会に言うべきで、部会で言うべきことではないと思いますけれども、琵琶湖部会の場合は特に、琵琶湖そのものも直轄ではなくて、他の「河川管理者」にいわば預けられている状態なので、そこをどのようにするべきかという議論が、少なくともこの「はじめに」のところで、琵琶湖だと言うことではないと思いますけれども、書くことが必要ではないかと思っています。

淀川全体、或いは琵琶湖へ流れ込んでいる幾つかの直轄である河川を考える場合には、その真ん中にあるものをどうしても考えなければなりませんし、他の河川を考えなければならぬわけです。その点についてどのように、「はじめに」のところで表現されるかというのは、是非第 2 稿では考えて頂きたいと思います。

このように申したということは、第 2 稿以後で委員会の意見と違うところが出てきたら、正式に委員会で議論をして、このようにして頂きたいということを申し上げる予定であるという意味です。それだけつけ加えさせていただきます。

藤井委員

川那部部会長の後の発言で大変恐縮なのですが、1 ページの 4) の水循環のところが大変気になります。本来、流域の中での水循環系はこうあるべきだというイメージを私たちはきちりと議論していなかったと思いますが、ここの書きようで言いますと、最後のところで、あらゆる人間活動がいろいろなことに影響を与えているとあります。前段で言いますと、下水道の取り組みを含めて非常によいことをしてきたととられるような書き方ですが、本当にこれでよいのかということです。

その文章はどうも座りが悪いのですね。最初の 2 行からそう思いますが、「流域の中で水環境系に様々な変化を与えてきた」。この変化を与えてきたというのがわかりにくいのですが、これは人間の作業なのか、施策、公共事業を含めてなのかということがあります。その後、取水・浄化して下水道を通して川に戻している、そして今度は、アスファルト舗装等で流出形態まで変えてしまったとあって、その後「このように水循環系に対して、変化を与えるあらゆる人間活動が」と、ここでは人間活動に帰されているのですが、どうもこの座りが悪いように思われます。今こうしたらよいということまで対案というのを

提案できないので申し訳ないのですが、このままではよくないという印象があります。

川那部部会長

もう少し説明して頂けませんか。最近 40 年なり 50 年なりの人間活動が、よい意味も悪い意味も含めて全体としてはいろいろな影響を及ぼしてきたということ自身は事実だと思えますけれども、そのことだけが書いてあって、一般に広がり過ぎているという意味でしょうか。昔流の言葉で言いますと、戦争の後で一億総ざんげと言っただけではいけないという意味ですか。どういう意味ですか。

藤井委員

あらゆる人間活動というよりも、むしろそこに向けての下水道施策なりアスファルト舗装なり、事業のあり方そのものもきっちりと問わなければいけないという意味です。

川那部部会長

先ほどよりわかった気がいたしますけれども、他の方、何かありますか。

水山委員

只今のご意見ですが、人間活動を広くとらえれば全て含んでいるので、私はあまり引っかからないのです。先ほどの影響を与えるという話も、悪影響というのを悪とするかという話になってしまうと思います。もちろん悪もあり、変化もあるのですけれども、悪と判断できないものもあるということで、先ほどの悪影響も、大きな影響でよいのではないかと思います。

川那部部会長

その辺のところは特にご意見のある方は、言葉としてもどのようにということを、次なりその次までに出して頂きたいと今はしておきたいと思います。

「はじめに」のところでは他にありませんでしょうか。

小林委員

「はじめに」のところで、河川そのものの価値というか評価があってもよいのではないかと思います。琵琶湖については数百万年云々とあるのですけれども、特に周辺部で都市化の進んだところでは、河川は残された貴重な自然であると思います。その自然に対して、これまで画一的な人工環境に置きかえてきたという反省があって、こうした整備の方向性を求めている、というようなことが盛られてもよいのではないかと思います。現在の河川の自然的な価値、或いは、都市部においては特に残された自然として今後一層重要になっていくというような言葉が欲しいと思います。

川那部部会長

他には。よろしいでしょうか。

私も先ほどのように言っておきながら悪いのですが、我々の役割は「河川管理者」が書かれる河川整備計画について、意見を述べることに違いないわけですが、やはり河川整備計画を見事につくってもらうことが流域委員会の 1 つの役割ではないかと思うのです。そういう意味で言いますと、最後の判定とは無関係に、河川整備計画にこのように入るとよいというのは、意見として大変よいことだと思うのです。できれば、文章でもよろしいので、今、委員のおっしゃって頂いたことをそういう形の意見にして頂けると、もっと積極的になるのではないかと思います。

本来の、ここの最終的な意見ではありませんし、役割ではないとは思いますが、そもそも流域委員会が提言ということをしてきたという部分を考えれば、河川整備計画に対しても、こういう文章が入るべきである等のご意見があれば、是非お願いしたいと私は思っております。委員長も、そのようなことを言われた気がいたします。

寺川委員

水山委員から、必ずしも悪影響とは言えないのではないかというご指摘がありましたので、その点について反論したいと思います。

提言の 2 - 1 で「河川環境の現状と課題」というものをまとめています。ここで我々は、これまで堤防やダムをつくってきた中で、治水や利水の安全度を向上させてきたということの評価しながら、一方で、琵琶湖・淀川水系の生物にとっての生育・生息環境は著しく悪化しているという指摘をしています。

確かにその影響として、今おっしゃったよい部分が全くないということではありませんが、総じて言えば悪くなったと言えます。そのことによって、我々が今流域委員会をつくって、昔のような自然豊かな河川を取り戻していこうということをやっているわけですので、ただ単に影響を与えたという位置付けではやはり弱いのではないか、そののところをしっかりと位置付けるべきであるということでは指摘したわけです。

川那部部会長

今の部分は、どこに影響を与えたかというところにもかかってくるかもわかりません。3) 中の「地域社会に大きな影響を与えた」というところに関しては、提言の方も、悪影響もあったという言い方をしておりますし、後ろの方の「治水、利水のみならず環境にまで影響を与えている」というところの、自然環境、生物だけに関するところについてであれば、提言では確かに、悪いという言葉をはっきり使っています。その辺りも考えて頂かないといけないかもしれません。

水山委員にわざわざ反論して頂くことはないと思うので、次の「計画策定」の項へ入らせて頂いてよろしいでしょうか。もちろん、後で何度も戻って頂いて構いません。

では、3 ページの「計画策定」の項では何かありますでしょうか。これは、琵琶湖部会だけの問題ではありませんが、庶務の方に黄色で引いてもらっているところがあります。

それ以外のところでも、もちろん結構です。

嘉田委員

計画策定の「河川整備の方針」の 4.1.3 ですが、全体ではかなりの確に、住民との協働で河川整備計画をつくっていくということが盛られていると思いますが、それを具体化する整備内容の方がかなり不足をしておりますので、是非つけ加えて欲しいと思っております。

住民参加部会でも議論してきたことなのですが、1 つは河川レンジャーということを具体的に定義しているのですが、まず整備内容で活動拠点として挙げられているものが大変狭いものです。活動拠点は国が直轄でやれるところを考えているのでしょうか、できたら次のようなことを、この時点でも触れておいて欲しいと思います。

1 つは「河川レンジャーの活動拠点として」云々がありますね。それで「遊水スイスイ館等を試行的に活用」とあります、その次の行辺りに「自治体や住民組織、NPO が既に設置している類似施設の活用を図る」、つまり様々な資料館なり、住民活動センターのようなものがありますが、「活用を図るとともに、小さな領域(例えば小学校区や公民館)等を単位とした新しい活動拠点を整備することが望まれる」と入れて欲しいと思います。つまり、人々が川離れ、或いは環境離れをしているところで、小学校区なり、或いは公民館なり、そういう小さな領域、つまり人々にとって身近な領域からつないでいくことが大事なのだということ、具体的な整備内容の項に入れて頂けたらと思います。

2 つ目ですが、河川レンジャーという名称については、それぞれの地域の実情に応じ、地域住民にとってなじみやすいものとするということです。ここの河川レンジャーというのは、あくまでも仮称です。もう少しわかりやすい、例えば「川守人」であるとか、そのようなことが今までも議論になっておりますので、その点を追記して頂きたいと思います。

それから、5.1.2 の 3 フレーズ目ですけれども、「本整備計画の実施に当たっては、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)や、洪水被害ポテンシャル低減方策協議会(仮称)」と、協議会名称は仮称とあるのですが、このような言葉は、殆ど地元で、或いは私たち自身の頭に入らないのです。私はこれをいわゆる「行政用語」と言っております、できるだけわかりやすい言葉にして欲しいということです。「洪水被害ポテンシャル低減方策協議会」は、例えば「災害に強い地域社会づくり」というような形で、少なくともその分野外の人が見てわかるような言葉にして頂きたいと思います。

言葉の問題というのは、全ての項に通じることですが、具体的にはここで指摘をさせていただきます。

川那部部会長

言葉で具体的に言って頂いて、ありがとうございます。できるだけそのようにして頂きたいと思います。

1 つだけ悪口を言いますと、河川レンジャーというのは、既に提言に書いてあるので、今の嘉田委員の言い方では間違っていると思います。本当なら、提言のとりまとめの時に

変えるべきだったと思います。

人間の考えは進歩するのがあたり前ですから、他の方も、内容としては同じ今のようなこと、或いは深まることであれば、是非よろしくお願いいたします。

村上委員

2点です。

1点目は「具体の整備内容」のところで、5.1.1「計画の進捗チェック、見直しを行う組織として、淀川水系流域委員会」、5.1.2として、連携としてレンジャーなり協議会のことが記されているわけです。しかし、この間に、一般の住民が参加をする機会をつくっていくということに関して、きちんと書かれていないという気がします。

前回の委員会の中で、住民参加部会から出したものとして、今回、河川整備計画をつくるにあたっては、例えば各事業について対話集会なり討論会なりを開いてやろうという形で皆様の意見をまとめたわけです。今後この河川整備計画をつくった後も、まだ検討で残るものもありますし、そういったものについて、いろいろな主体が参加した討論会なり、円卓会議なりを必要に応じて設置するということは書いておいた方がよいのではないかと思います。

もう1点、これは住民参加部会でも申し上げたことなのですが、河川レンジャーに委託をして河川管理を一緒にやってもらうということで、提言もしていますし、そのようにも書かれているわけですが、連携の仕方として、例えばあるところに河川レンジャーをお願いするとすると、この人たちは河川レンジャーなのだけれども、この人たちは河川レンジャーではないのでお金もない等、変な格差がつくのはよくないと思っています。住民と行政の連携の仕方として、例えば仕事として委託をするということであれば、1つの仕事として、こういう事業に関してこの仕事を委託しますと委託するべきもので、この人は河川レンジャーですから、あれもこれもお願いするというのは変だと思っています。

例えば河川レンジャーは登録制で、この人たちは河川レンジャーとして一緒にやって下さる団体だということで、全て登録しておいて頂いて、実際に連携する仕事に関しては、その中から、ある組織であったり、或いはあるところの自治会であったりに委託するかもしれません。その辺を分けて考えないと、河川レンジャーになれるか、なれないかみたいな形で、住民団体の中であつれきが生じることはよくないと思います。その点だけ留意点として挙げておきたいと思います。

江頭部会長代理

村上委員にお伺いしたいのです。河川レンジャーの問題を議論する時に、役割分担の話がどこまでできているかということです。私はいつも、協働とか住民参加という時に、役割分担をどのように考えればよいかというところでひっきりながら話を聞いているのです。

村上委員

そうですね、ここの議論は、今までの委員会の中でも、本当にもっと深くしたかった部分ではあるのです。

行政も住民も、それぞれの得手、不得手があるわけです。基本的には、それぞれが一番得手とすることをやるというのが当然の役割分担になってきます。

先ほど嘉田委員がお話し下さったように、例えば地元の小学校と一緒に組んで何かやるというようなことに関しては、地元の住民団体で今までやってきているわけですから、そこはそういう人たちがやってくれた方が、効率がよいわけです。河川の細かい数字を重ねて計画を立てるということに関しては、河川管理者がやってきた実績の方が高いということがあります。そこに関しては、そういう人たちがやるというのが1つ原則だと思います。

その時に、同じ住民団体であっても、団体によって、やはり得手、不得手があるわけです。例えば自治会なら地元のことは非常に詳しいが、河川のことでは専門的になりますと、河川の市民団体の方が詳しいということになって、それぞれの役割が違ってくると思います。

私が今申し上げたいのは、そこに河川レンジャーをばんとつくって、規格統一するということは好ましくないということです。例えばあるところの環境教育に関しては、実績があるこの団体にやってもらうというのは、非常にわかりやすいけれども、河川レンジャーとなった人にはこういう仕事をばんと渡すというのは、よくないのではないかと申し上げたかったのです。

水山委員

そういうお考えもあると思いますが、あまり広く、また複雑にするよりも、河川レンジャーというのを、少し特殊な、少し教育された、また興味も持っておられて教育された人たちとしてとらえて、それを核にして、役所と住民との間に立って頂いて、しかも委嘱して云々というような感じに動いていますので、それでやって頂いた方がわかりやすいと思います。あまり広げてしまうと、結局そこに関わる住民全部が河川レンジャーであるみたいになって、それでは今の流れとは違ってくる気がします。

もう1点、見直しの話等々もあるのですが、5.1.1にも、淀川水系流域委員会がチェックするために、継続していくことになっているので、住民の意見の聴取の仕方、委員会を介してやるのだろうと私はイメージしております。二重三重に住民の意見を聴くためのルールづくりをする必要はないと思っております。

川那部部会長

三田村委員、私は16日の委員会にいなかったのでよく知らないのですが、今度の提言の中に今のような議論はある程度起こっているのでしょうか。それによっては、住民参加部会でいろいろ考えて頂いて、またその提言の少し細かい案というようなことがあり得るのかもわかりません。その辺、お聞かせ頂きたいと思います。

三田村委員

今の河川レンジャー云々に関わる部分は、別冊の部分には詳しく述べておりません。住民聴取の方法について、ある意味で幾つもある中の1つの例と言いますか、これを基本にお考え下さいという具体的な手法を提言しただけです。

河川レンジャーに関しては、1月に提出した提言の中の4-7、8、9辺りに述べております。それも、限定してある部分と、広く解釈できる部分とが混在しています。と言いますのは、先ほどから議論がありますように、河川レンジャーをどのように考えるべきなのか、或いは、考えた方が具体的に今の社会では動かしやすいのかということがあると思いますので、あまり絞り込まずに、表現を少しあいまいな状態で置いてあります。

私自身、本来は河川管理をするのは、住民だと思っています。行政は、情報を提供すれば本来はそれでよいのだらうと思います。そのようなことだけでも実現するにはほど遠い年月が必要だらうと思いますので、それに向かって徐々に変わっていくべく、行政に対する住民の担い手を育てていくという意味で、河川レンジャーを位置付ければよいのかということをお個人的には思っております。

先ほど、嘉田委員がおっしゃった「レンジャー」という言葉ですが、あれは二転三転しました。住民参加部会前のワーキンググループで、「川の守人」だとか、「守り人」だとか、幾つかの表現、呼び方があるというご意見もありましたけれども、あまり易しい言葉よりも、わかりやすい言葉、浸透しやすい言葉の方がよいだらうというので、また河川レンジャーに戻ったという経緯がありますので、嘉田委員、できましたらご理解頂きたいと思っております。

水山委員

三田村委員から、河川管理者は管理しなくても情報だけ与えていけばよいというご発言があったのですが、それは住民を全てよい人々ととらえればそうなるのですけれども、不法占有等々を考えると、河川管理者は権限を持って管理をする立場ですので、今のようなご発言には、私は反対の立場であります。

川那部部会長

三田村委員、少し違う意見だったように私は聞いたのですが、どうぞご発言下さい。

三田村委員

少し誤解があるかもしれません。実現しそうにないというコメントをいたしました、本来は市民が全部関わるべきと言いますか、憲法にもうたっている通り市民が主体であろうと思います。それをお手伝いするのが行政だと思っておりますけれども、現実的にはそれは実現しそうにないということはよくわかっております。

今、水山委員がおっしゃった通りだらうと思っておりますけれども、私個人はそれが本来であるとは思っておりません。

川那部部会長

「計画策定」の項については、このように考えてよいでしょうか。

特に具体的な整備内容で5.1.2に書いてある内容に関して、こういうことを十分に考えて河川整備計画に載せてもらいたいという意見が、各個人なり何なりについて出てくるのは、当然それでよいわけです。

今の三田村委員のお話からいえば、その辺の問題は、少し趣向をいろいろとしながら、ただしすぐにでも始めて進めていくということですが、そのことがはっきりするよな形でここに書けばよいという、そういう議論でしょうか。今の議論、具体的な整備内容についていえば、そう考えてよろしいわけでしょうか。

三田村委員

私は、琵琶湖部会で与えられた議論を超えたお話をいたしましたので、混乱を与えたように反省しております。

「計画策定」の部分は、住民参加部会で十分討議しなければならない部分だと思っておりますので、先ほどから、嘉田委員のご意見も含めまして、いろいろなご意見を後で頂ければありがたいと考えたところです。

「具体の整備内容」についても、例えば河川レンジャーの中でどういう活動拠点があり得るのかということに関しても、住民参加部会でいろいろな意見がありましたので、むしろここでは、こうあるべきだというご意見よりも、こう考えるとうまく機能するのではないかというように持って行って頂けるとありがたいと思います。ここでこうあるべきだというように固めて頂きますと、今度住民参加部会で困ったことになるかもしれませんので、お願いいたします。

嘉田委員

今のやりとりに対する補足的な意見です。

河川レンジャーの役割というのは、もう既に、提言には4-26ページに最低限のところ、法制度としてその権限を位置付けるということは確認をしたと思います。例えば小学校区とか公民館という、小さいところでボランティアと思われがちですが、それでは動けないので、あくまでも法制度として権限をつけなければいけないというようなことを随分といろいろ議論していると思います。水山委員のご意見に対しては、ここを少し思い出して頂けたらと思います。

それから、住民と行政の協働関係というのを考える時に、私自身の個人的な意見ですが、「住民性善説」も「行政性悪説」もとっておりません。つまり、住民がいつも善で、行政がいつも悪という立場はとっておりません。大事なものは、お互いに協働関係をつくっていくという「コミュニケーションのプロセス」なのです。その上に、例えば水害の時にどうするのか、大雨が降って堤防が決壊しそうな時にどうするのかということがあるのです。

既に日本の地域社会には、地域の自治会の中に堤防委員がいたり、河川委員がいたりして、大雨が降ったら見回るといって、完全に制度としては認められていないけれども、自主

的に江戸時代以来継続されている、「住民の地域の社会力」というものがあるわけです。そういうところを見ますと、必ずしも住民無力とっておりません。

但し、戦後の、特に過去30年40年の社会経済変動の中で、そういう地域の社会力が失われていると思います。その地域の社会力をどうやって取り戻すかということが、かなり河川レンジャーとか、地域社会の提言というところのバックに議論としてあったと思います。その辺りは、お互いにどうやって河川を協働で守っていくのか、或いは最終的に自分たちの命を守るのか、よい暮らしをつくるかというところの協働コミュニケーションのプロセスだという理解が必要だと思います。

ちょっと言い過ぎではありますが、補足させていただきます。

川那部部会長

その部分について、他に、言うておくことがありますでしょうか。

村上委員

一応、申し上げておきたいことがあります。

これも提言に書いてあることで、今、嘉田委員がおっしゃって下さったことはそういうことではあるのですが、先ほど私が申し上げたように、ある人に行政の方から権限を与えて、その人が何かを指導的にやっていくという体制が、本当に住民参加全体を考えた時によいのかどうかということ、やはりちゃんと考える必要があると思います。

もともと発想として河川レンジャーというものが出来たのは、住民の中での意見をまとめて伝えていったり、調整をしたりということができて、しかも河川のことによく精通している人、これからの河川管理の中ではそういう人が必要であるということでの、ある意味での理念形というか、そういうものだったと思います。

では、それをどのようにしていったらよいかということで、河川レンジャーという制度をつくるということにはなったのですけれども、ここはやはり、もう少しきめ細かく考える必要があります。人が要るのだから、こういう人を決めて、権限とお金を渡せばよいのだというような発想では、うまくいかないはずなのです。河川レンジャーについては、住民参加部会も含めて、もう少しきっちり議論をする必要があると私は思います。

水山委員

琵琶湖のことから離れているのですが、私も、基本的には村上委員の意見に賛成で、何で法制度の整備と書いたのだろうという感じがしています。法制度という話になったら、先ほど嘉田委員が言われたような、こういうのも、こういうのも、いっぱい全部含めたいな、そんな書き方はできなくなってくるので、だれがどんな法制度をイメージしてこれを書いたのかという気がしております。

やはり提言の全てを満足するような状態のものは、最終的には難しく、その中で何が望ましいのだろうという議論に、最終的には戻っていかないといけないというぐあいに思っております。

私も、だれかに帽子をかぶらせて警察官のような人がうろうろするのは、もともと賛成ではありません。

川那部部会長

住民のこのような問題に関しては、流域委員会の中で、割合に琵琶湖部会の中に熱心に議論をして頂く方があります。いろいろな形で、試行という言葉がよかったかどうかは知りませんが、どのように住民の皆さまのご意見を聴くやり方があるかということ、いろいろ考えてきたということがあります。しばらくまだ議論をして頂きたいのですが、今お話しになったような問題は、琵琶湖部会だけの問題ではないのは非常にはっきりしております。琵琶湖部会としては今のところで打ち切らせて頂いて、そのことは住民参加部会の方、それから直接に委員会としていろいろ考えて頂くということによろしいでしょうか。

小林委員

三田村委員にご質問をしたいのですが、住民との連携についてはこの内容でわかるのですが、協働とはどのような考えでこの文章をつくられたのですか。

協働ということは、つまりお互いに協力し合いながら、お互いに汗を流して働くという意味だと思います。

三田村委員

そういう内容が含まれていると思いますが、一般に使われる言葉はパートナーシップです。先ほどの河川レンジャーというのが、少し難しい表現であるのと同じように、パートナーシップというのはよく使われますが、これもふわふわした言葉であるので、できるだけ日本語でということで、協働という言葉を使ったわけです。

小林委員

いや、協働そのものの意味ではなくて、何を協働するのかということです。

三田村委員

先ほど小林委員がおっしゃった内容が殆どだろうとっております。

小林委員

私は内容を言っていないです。

三田村委員

行政と住民が、ともに汗を流してということです。

小林委員

協働でしょう。こここのところでは何をされようとして、その協働という言葉が使われた

のですか。

三田村委員

ここですか。それは全体の協働という言葉でしょうか。

ここの場では、策定にあたって両方の知恵を結集するということです。

小林委員

この文章、最初のパラグラフを見てみますと、必ずしも協働という意味の表現ではなく、例えば与える側、与えられる側という、住民に対して一方的な形で河川レンジャーを位置づけており、この河川整備計画を実施するにあたって、本当に協働で行うという考えで検討されたのかということです。

三田村委員

それは私がお答えする部分ではないのです。河川管理者の言葉なのでしょう。

川那部部会長

河川管理の方の言葉ですから。

三田村委員

想像するに、両方だろうと思います。

計画策定後に関しては、私どもが提言することはできないのですが、それも文章の中で、先ほど川那部部会長が、この提言のものですよとおっしゃった中にも少し述べてあるのです。計画策定後も、できるだけ住民の意見を反映させるような河川管理をやって頂きたいと書いてありますが、この第1稿はそれを全部含んでいるのだらうと思います。私はそうとしか想像できません。もしそうでないとするならば、私自身も意見を述べなければならぬと思っております。

川那部部会長

小林委員、よろしいですか。

何を言いたいかと言いますと、提言へ戻ってこれはどうであったかという議論は、よほどのことがない限りしたくないという、そういう意味です。もちろん、どうしてもしないといけない部分はあり得ることだと思います。

せめて河川環境の、どういう議論をするのかというサンプルくらいは、できるだけ今日やっておきたいと思うので、特になければ飛ばさせて頂けませんか。

嘉田委員

今の小林委員の質問は、本来河川管理者に向けられるべきで、三田村委員や部会長に向けられるべきではないと思います。

提言の中の4-24から25辺りに、どういう協働があるかということは、かなり具体的に書いていますし、これは過去の部会だけではなくて委員会でも、本当に繰り返し議論されていますので、それを思い出して頂けたらよろしいのだらうと思います。

川那部部会長

すみませんが、ここで終わらせて頂いて、そういう議論が出たということで、三田村部会長と、それから委員会へ議論を回ささせて頂きたいと思います。

それから、私が先ほど申し上げましたようなことは、具体的には4.1.3、それから5.1.2の後ろの方のところにも当然関連しているのですが、改めて申し上げることはしないでおきます。

申し訳ありませんが、どういうことをこことしてはきちっとしていかないといけないかという、具体的な例をやりたいので、「河川環境」の5ページへ入らせて頂いてよろしいでしょうか。

それでは、5ページ辺りのところで、具体的にご議論を頂きたいと思います。特に「具体の整備内容」についても、きちっと議論をしていきたいと思います。例えば、極めて具体的には、そこだけお話しするつもりはありませんけれども、「瀬田川名神高速下流～瀬田川洗堰区間」ということが書いてあります。これは、整備内容シートの中の環境-5ページの上側の辺にある図ですけれども、その辺のところを見ながら、ここも是非議論をして頂きたいと思います。

前の委員会の話で、こういうものについて、特に議論があればこのように直せと、こういうところはこうすべきであるということも含めて議論をして欲しいという要望がありまして、特にそういうことについて、個々のところで何もなくて、一般論としても大体よろしいということになりますと、大体はこの格好で物事が進んでいくというのが河川整備計画の内容であると聞いておりますので、具体的に議論をしていただければと思います。

江頭部会長代理

司会をしばらくの間、交代させて頂きます。いかがでしょうか。

川端委員

質問を含めて意見を述べさせて頂きたいと思います。

4.2.1「河川形状」の文章の2行目に「瀬と淵が形成されるなど、多様な形状を持つ河道の復元を図る」と「河川整備の方針」では書いてあります。これに対応する具体的な整備内容なのですが、多様な形状を持つ河道の1つに、例えばワンド、ヨシ原、水辺移行帯というのがあると思いますけれども、もう1つ、瀬と淵が形成されるためのものが整備内容としてあってしかるべきかと思ったのです。具体的にそういう内容があれば、それを盛り込んで頂きたいというのが1点です。

それから、「具体的な整備内容」に関する質問です。これは言葉の問題かもしれませんが、修復を「実施」または「検討」するということで幾つか例が出ていまして、例えば

「(1)横断方向の河川形状の修復の実施」というものがあって、具体的に例が出ています。それから「(2)横方向の河川形状の修復の検討」というのでまた具体的に例が出ています。実施と検討と、2 つに分けて整備内容が整理されているわけなのですが、これは場所によって何故実施と検討があるのかということです。

例えば、環境影響調査が具体的な場所で済んでいる場合と済んでない場合がある、或いは、地域特性が異なるので実施をする前に詳しい検討が必要であると、いろいろ解釈されるわけです。まとめますと、「実施」と書いてあるところというのは環境影響調査が済んでいるのかどうか、そして「検討」というのは済んでいないのかどうか、もし済んでいないとすれば、具体的な影響調査のスケジュールは考えられて計画の中に入っているのかどうか、その点について質問させて頂きたいと思います。

繰り返しになりますが、1 番目は、瀬と淵の整備内容に関する項目を入れて欲しいという要望です。それから、実施内容の質問ですが、実施と検討の具体的な中身に関連して、環境影響調査がどのように進んでいるのか、或いはやる予定があるのかというのを質問にさせて頂きます。

水山委員

河川管理者が答えられればよいのですが、瀬と淵に関しては、4 章「河川整備の方針」のところは、要するに手を加えず、保全するというので、作り出すというようなところは言っていないですよ。ですから、入ってこないのではないかと私は理解しております。

江頭部会長代

瀬と淵については、もう少し議論が要るかもしれませんが、河川管理者の方から今の件についてお答え頂けますか。

河川管理者 (近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 兎玉)

まず、瀬と淵という部分ですが、瀬と淵のみを対象に実施するというよりは、それぞれの箇所において、結果として瀬と淵というものが当然、創出される場合もあります。

従って、「具体の整備内容」の欄では、瀬と淵という見出しを挙げて箇所を挙げるというような表現にはしていないということです。

2 点目の実施と検討ですけれども、これについてはそれぞれ河川整備計画全体として、実施については、今回の河川整備計画の中で書いたものについては、実際に現地での施工を行うということですので、それぞれのものについて、必要な調査というのはある程度進んでいるという認識であります。

ただ、もちろんもう少し調査をしてというようなことは、箇所ごとに見ますとありますので、それは各シートをもう少しご覧頂ければと思います。

それと比較して、検討と書いているものは、これはまだ少なくとも我々自身として、実施に直ちに移せるものではなく、その前に、例えば現地の環境をもう少し調べないといけないというようなことも含めて、宿題が残っているという認識です。

川那部部会長

今の川端委員のご発言は次のどちらの意味でしょうか。

1 つには、水山委員がおっしゃっているように、瀬と淵といった河川環境をそのまま保全するという意味があります。この頃は国土交通省もいろいろな川で、瀬と淵をわざわざつくろうということもやってらっしゃいます。

ですから、「縦断方向の河川形状の修復」等というところで、少なくともこれはやるべきであると川端委員がお考えになることがあるとすれば、それは入れるべきであると言って頂ければよいと思います。またこのままで置いておきなさいということがあれば、そのように言って頂きたいのです。

今でなくてもいいので、今後はそのように言ってもらいたいと思います。

西野委員

「具体の整備内容」を見ていますと、基本的にツリー構造になっておりまして、「現状の課題」があって、「河川整備の方針」があって、個々の整備内容となっていますけれども、個々の整備内容を見ていますと、相互に関係があるものが独立して検討しておられて、その施策相互間の連携がとれてないと思われる項目が幾つかあります。

例えば水辺移行帯です。水辺移行帯というのは、当然水位の変動、水位の操作に伴って変わっていくわけで、水変動のパターンは、水辺移行帯の幅や大きさにかなり影響をします。

実際に水辺移行帯の部分、環境の 5 でイメージしておられるものは、現在このように水があって、ヨシを植えて、その下も底の部分は緩傾斜でとやっておられるわけですが、そこは当然水辺移行帯であるという前提でヨシを植えておられるわけです。

ところが、例えば琵琶湖の水位が非常に下がってしまうと、ヨシを植えている部分には水がないという状況になります。水辺移行帯と言っておきながら、水位の操作いかんによりましては、ヨシのところには全く水がないという状態が、特に魚の産卵期の夏場に起こる可能性が極めて高いのです。

そうしますと、水辺移行帯を考えられる時には、水位の操作、或いは水位に関する施策といかに連動させていくかが重要になってきます。そういう検討がなされないまま、水辺移行帯だけの事業をやるとなると、殆ど生態的な機能が発揮できないような水辺移行帯になるのではないかと危惧しております。

少なくとも、水辺移行帯を検討される時には、水位の操作とセットで検討して、生態的な機能が発揮できるような水辺移行帯をつくっていくべきだと、そのように書かれることを強く期待しております。

川那部部会長

時間がないと思っているのかもしれませんが、今のような問題は、まさにその通りなのです。

水位の変動に関して、洗堰の操作の仕方については、4.2.2「水位」のところ、検討した上で実施、つまり今すぐどうにかするとは言っておりません。検討事項です。

すると、その議論はまた後ですとしても、すぐに実施すべきであるという議論があってもいいわけです。

順番としては、今すぐに実施するというのと、検討するというのと2つあるわけで、検討のところは全部終わらない限り、待つ方がよいという選択肢もありますし、逆に水辺移行帯というのは、水位の位置がきちっと決められているわけではありませんから、ある部分については先行するという考え方もあるかも知れません。その辺も、具体的に議論をすればよいと思います。

そういう意味では、これは検討というところに入らざるを得ないのかもしれませんが。また、水辺移行帯の部分で、琵琶湖に関しては、すぐに実施は家棟川地区だけ、検討のところに「琵琶湖調査・試験施工」「内湖、湿地帯」と書いてあるだけでよいのかということ、そうではないと思います。

少なくとも検討ということに関しては、琵琶湖の他の水辺移行帯について、国土交通省が考えられるイメージがあるのであれば、それを協議するという項目が入らないといけないと思います。具体的にはまた申すことがあります。

そういう点では、今配って頂いたことも含めて、嘉田委員、お願いします。

嘉田委員

先週の5月11日の新聞を配らせて頂きましたけれども、これは滋賀県の西部、新旭町というところで、水田に魚道をつくるということを、県の湖西地域振興局が、県の事業として行ったものです。

既に現場はここまで動いているということを知って頂きたいのと、今日松岡委員がおられないのは、松岡委員も湖北の方で、田んぼをいわば産卵場として活用しようというような事業で動いているからだと思います。

先ほど西野委員がおっしゃったように、水位操作と湖辺の移行帯との関わりの中で、いかに固有種の棲みかをつくってあげるか、固有種が増殖できるようにするかということが、大きな課題だと思います。

5ページの「縦断方向の河川形状の修復の検討」、これは淀川本川ですと河川だと思いますが、琵琶湖の場合にはかなり特殊な事情があります。琵琶湖とは河川と考えてここは河川行政とすると、琵琶湖の周辺の国土交通省の権限が及ばない範囲、水路は土地改良区、田んぼは私有地が広がっています。

ですから、明らかに国土交通省の権限が及ばないのですが、魚はそのような権限に構わず動きますので、内湖、湿地帯にプラスして、水田がいかに縦方向の魚の動きに重要であるかを、是非一言入れて頂きたいのです。農林水産省等と協議をして欲しいのです。現場は既に動いております。

何故今回の新旭町のような水田の魚道作づくりが画期的かと言いますと、今まで田んぼは稲をつくる場所で、魚を育てる場所ではありませんというのが、農林部の基本的な主張

だったのです。しかし、3、40年前、琵琶湖の水位が上がったら、魚も田んぼに入り、実質的にはヨシ帯よりも広い面積、水位がプラス1mになりますと、5,000ha くらいの水田が水に浸かったと思います。その時の水田の産卵機能というのは大変大きかったわけです。その時を思い起こして、農家の人も、確かに魚が入ると米の収穫量は減るかも知れないが、この際だからやってみようということで、新旭町針江の個人の方の水田を提供してもらったわけです。

そのように現場はすでに動いているということも含めて、是非農林部と協議して頂きながら、琵琶湖の特性に合わせて、縦方向の動きについて水田を意識して頂けたらと思います。

三田村委員

5 ページのところを今、話題にしていると思いますが、ここで少し河川管理者にお伺いしたいのです。言葉の問題かもしれませんが、修復という意味をどのようにとらえてらっしゃるのか、それと移行帯というのをどのようにとらえてらっしゃるのかということです。

ここに実施すると書いてありますのはとても移行帯と思えないのです。例えば、整備内容シートの環境 - 6 ページの下流から瀬田川洗堰区間の横断図のイメージを見ますと、造園をやっただけのようにしか思えません。修復とは、移行帯を復元するという意味だと思おうのですが、本来、ここに移行帯があったのだらうかと思います。

もう1つ、野洲川河口部は、つけかえの河川でもありますから、もともとはなかったところかもしれませんが、こういうところのイメージの方が、むしろ移行帯としては、私にはよくわかります。

もっと言うならば、本来は琵琶湖岸の水位変動によって水が浸かったり浸からなかったり、或いは水しぶきがかかったり、陸から見ると水側であるし、水側から見ると陸側であるというような、湿っていてどちらかという水側と言いますか、そんなイメージがあるのです。これを見ますと、造園作業をすれば修復というように見えてならないのです。

河川で言いますと、例えば淀川の三川合流域のようなところはある意味で移行帯だらうと思います。私のイメージとは違うのですが、いかがですか。

河川管理者 (近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉)

今の点については、既に確か環境・利用部会でもご説明させて頂いたのですが、瀬田川の例は、水辺移行帯というにはふさわしくないと考えています。

本来載せるとすれば、河川の利用のところであったと思います。ここは周辺が大変市街化されたところで、散歩する方も大変多く、その方たちが利用できるような散策路を整備するというのが主目的なのです。

その際に、せめて水際については、これくらいの工夫をしようという程度であって、水辺移行帯と呼ぶにはおかしいのではないのかというのは、全くその通りです。環境・利用部会の時にも、この点については大変申し訳ありませんでしたというお話をさせて頂いたところです。

もう 1 つの野洲川の例ですが、これは現在の状況でして、この状況は大変好ましくないと思っております。直立で護岸が立っているという状況でして、ここについては、まだどういう形でということまで検討が進んでおりませんが、この付近は琵琶湖の水位とも連動して、水面が上下するところですので、護岸形状というのを考えていきたいと思っております。

西野委員

水辺移行帯に関しましては、区域が区切られているのですが、琵琶湖の生態系を考えまして、一番大きいと思っておりますのは面積です。

水辺移行帯の面積、或いは総延長の長さを、どのようにして担保するかが非常に大きな問題になってくると思います。

その場合に、湖岸道路、湖岸堤をどうするかということですが、湖岸堤そのものを何とかすることは難しいにしても、例えば湖岸堤の下にトンネルを設けるという形で、魚類等の移動経路をある程度担保することは、少なくとも実験的には可能だと思います。方向性としまして、水辺移行帯を回復する時には、総延長、或いは移動経路をどう担保するかということで、面積として確保することを考えて頂きたいと思っております。

第 1 稿で見えますと、あくまでパーツでしかないわけですが、試験的にここでやってみましょうという形になっていますが、問題は琵琶湖全域で生物が移動できるような構造をいかにしてつくるかということなので、総延長、或いは面積をいかにして担保するかというような方向性を是非持って頂きたいと思っております。

川那部部会長

この辺で少しとまりたいと思っております。

これから今のような議論を、次のようにやらせて頂いたらどうでしょうか。

例えば、水辺移行帯の大事な点はこのようなことであるから、水辺移行帯の一般的なことについては、4 章「河川整備の方針」においてこのように書いて欲しい、と。受け入れられるかどうかは、「河川管理者」の問題です。

或いは、例えば「瀬田川名神高速下流～瀬田川洗堰区間」は、水辺移行帯としてはあまり問題がないので、何も言わないということもできます。その場合、これで結構ですというものもあれば、全く関係ないというものもあるでしょう。或いはあらゆる一般的なところで、垂直の護岸ではなくて常に斜めにする方がよい等、具体的に言わないといけないと思っております。

それから、嘉田委員の方から先ほど出して頂いたような内容のものが、少なくとも幾つかのところについて試みとして実施する等が入ると、大変喜ぶ人もこの中にはいるに違いないと思っております。反対の人は今意見を言っていないから。

それから、湖岸堤の下に移動経路をつくる場合の具体的なやり方や、全面的には難しいでしょうけれども、幾つかは実施をするということ、或いは、どれくらいの広さまで可能であるかという面積等についても検討するとここにに入れて欲しいと、西野委員は思っております。

っしゃるわけです。この議論はまた後ほどいたしますけれども、そういう具体的なものがあれば出して頂きたいと思います。

こう書く方がよい、そうではない等、いわばサジェスチョンとして「河川管理者」に伝えるというやり方をしてもらおうと、「河川管理者」もやりやすいと思います。

最終的に、出てきた意見については、また議論をしないといけないと思います。

ということで、非常に具体的な議論をしていくことになるのですが、私は先ほど少し間違えまして、全部について意見を言わなければならないとは思っていません。個々のことについては、我々流域委員会、或いは琵琶湖部会としては何も言わないというところも当然あってよいわけです。

このように、4 章から 5 章にかけて議論を続けさせて頂きたいと思いますが、江頭委員は帰られないといけない用事があって、途中で帰られます。

済みません、大変中途半端なところですが、今日来て頂いている一般傍聴者から、もし今日議論したようなことに関してご意見がありましたら、15 分ばかり、会議をあえて中断してお聞きしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。委員の方、よろしいでしょうか。委員全員がそろっている時に、ご意見がある方があればお聞きしたいと思うのです。

それでは、一般傍聴者からの意見聴取の時間を 15 分ほどとらせて頂きたいと思いますが、どなたかご発言を頂く方がありますでしょうか。是非積極的にお願いしたいと思います。

傍聴者（志岐）

宇治から来ました、宇治防災を考える市民の会の志岐と申します。それでは発言させて頂きます。

まず、今日の議論のもともとのところですが、この提言は何のために、何をしたのかということに関わります。これは琵琶湖委員会だけのことではないと思います。

既に既成事実が進んでいて、非常な環境破壊が下流では進んでおります。そのような状況での委員会であるという自覚があたりだろうかということです。提言は提言として、実際は工事が進んでいるということが 1 点です。

似たような点ですが、前回の委員会の時に申し上げたのですが、整備局から出されているこの見解ですね。これに沿って議論を今日しておられますが、これはいけないということをお前は前に申し上げました。

つまり、せっかく提言をしたのですから、この提言に沿って整備局が具体案を出されたのかどうかを点検されるべきであって、そのためには独自にこの委員会として、提言の延長線を議論されるべきであると思います。

つまり、具体化についてですね。琵琶湖のどこの問題に関して、何がどうあるべきだということを具体的に議論されて、或いは数字を挙げて議論されて、その上で地方整備局から出されたものを見られませんか、この整備局からの資料に引っ張られると私は思っておりますし、現に引っ張られておられて、かなりささいなところへ議論が入り込んでいると思います。

具体的ならよいのですが、具体的ではなくて、もとへ議論が戻ったりしております。

3 番目に、そういう具体的なものとしては、やはりポイントがありますね。細かいことをいろいろ申し上げたいのですが、重要なポイントがあると思います。そういう点ではやはり、先ほど出ておりましたダム問題ですね。これは、ここの部会でもしっかりと議論をして頂きたいと思います。しかも、具体的に頂きたいと思います。

水位をキープするというのであれば、いつの、つまりどの季節、雨が降るとか気温、水温等との関係で、どの季節にどれだけの水位をキープする必要があるかということがあります。上流にダムを置くなれば、水の量としてどれだけの量が、もちろんゲートの操作にもよりますし、ダムの構造にもよりますが、水が出せるのか、その水は果たしてきれいな水であるのかどうか、これもダムの構造や、或いは管理も関係いたします。

常識的には、ダムができますと、水は汚れます。琵琶湖は汚れます。ダムをつくって、水をきれいにするという話は初めて聞きました。もちろん発想の転換というのはあってよいと思いますけれども、これは具体的に議論して頂かないといけません。具体的議論をする上で、数字を計算せよと、行政に要請なさるのはよろしいと思います。或いは、琵琶湖研究所が何十年も研究しておられるのですから、そういうところへ聞かれることも必要であると思います。ここで抽象的な議論だけされたのでは、我々は困るということでありませぬ。

4 番目に、下流の立場から琵琶湖について申し上げますと、行政の方にも何度も申しましたが、ポイントは $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 流されては、下流はもたないと私どもは考えます。何故 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ も流す必要があるのかという根拠を何遍聞きましても、ちゃんとした答えはまだ返ってきておりませぬ。近くお答え頂くことになっておりますが、まだ頂いておりませぬ。

いろいろ聞きして、どうもリーズナブルだと思うのが、ただ 1 つあります。琵琶湖の湖畔の浸水であります。要するに水があふれるという話です。但し、これも琵琶湖研究所の事務所長ご自身が、大分改善されていると、これはもちろん行政のご努力によってですが、浸水は非常に少なくなっているとおっしゃっています。我々から見れば、多少前よりは水をたくさん流すにしても、 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ は流さなくてもよいのではないかと思います。何で $900\text{m}^3/\text{s}$ ではないのか、数字で示せと言いたいのです。

そういうことがありますので、これは具体的に数字でこの委員会で検討して頂きたいと思います。

川那部部会長

他の方、何かありますでしょうか。

それでは、ここで 15 分ほど休憩をさせて頂きたいと思います。

その後、今のお話について各委員からいろいろお考えがあれば、それも踏まえてまた議論をして頂くということにさせて頂きたいと思います。

庶務 (三菱総合研究所 柴崎)

それでは、これから休憩に入りたいと思います。

3時15分まで休憩させて頂きたいと思います。3時15分になりましたら、お席の方にお戻り頂きますようお願いいたします。

〔休憩：14:58～15:16〕

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

それでは、琵琶湖部会を再開したいと思います。

川那部部会長

それでは再開させて頂きます。

まことに済みません。15時30分までということになっておりますけれども、30分くらいは延ばさせて頂くかもしれません。

さて、5ページ辺りで議論をし始めてまいりました。第1稿で出てきた河川整備計画に対して意見を言うことも、非常に大きな問題ですので、1つずつやってきております。今日はもう少しこのようにして進めたいのですが、5ページ、6ページのところで何かありませんでしょうか。例えば瀬田川のところは、環境・利用部会で児玉所長が説明されたという話ですが、直接に水辺移行帯の話ではないので、どうかということはありませんか。

というのも、今後こういう問題を議論していく時に、こういうやり方でよいのかということも含めて、皆さまのご意見を聞かせて頂きたいのです。

いかがでしょうか。4.2.1、5.2.1という辺りについてです。

寺川委員

これはたしか環境・利用部会のところで発言しておりますので、あまり時間をとりたくないのです。

川那部部会長

そのことを皆さまが具体的に知っているわけではありませんので、環境・利用部会で議論をした大体的な内容や、ご自身でなく部会の一般的な意見を言って頂ければよいと思います。よろしく申し上げます。

寺川委員

そこまできっちりと言言できないかもわかりません。説明資料（第1稿）の5.2.1の（2）の2）の真ん中の野洲川河口部というところですよ。整備内容シート（第1稿）の方では環境-12になります。

ここは、先ほどから議論のある水辺移行帯のところなのですけれども、現状はかなり自然の形状からかけ離れた状況になっております。ここにスケジュールとフローチャートが出ています。スケジュールには検討とあるのですけれども、この検討について、ただ、近畿地方整備局が検討して答えを出していくというだけではなく、しかるべき委員会等をつ

くって検討して頂きたいということと、フローチャートの方も、住民参加等も入ったよりきっちりした形にして頂いて、1 つの見本としてつくり上げていって欲しいということをお願いしまして、それについては児玉所長の方からもそういう形で進めるとご返答頂いたと記憶しておりますので、発表しておきたいと思えます。

児玉所長、何かありましたらお願いします。

川那部部会長

他の野洲川落差工というものも含めて今のところ、或いは、5.2.1 の河川形状というところでも結構ですが、もっとこういう大事なことについて、具体的な整備内容を書かなければいけないが抜けている、これは是非入れるべきというようなものも当然あると思いますが、いかがでしょうか。

西野委員

野洲川河口部の件ですが、提言にもありましたように、川が川をつくる、自然が自然をつくるのを我々が手助けするだけだということと言いますと、整備内容シートの環境 - 12 の左の地図を見て頂いたらわかりますように、野洲川はもともと南流と北流に分かれていて、それで真ん中に新しい水路をつくったわけです。南流と北流の跡は三角州があることでご理解頂けると思いますが、ほうっておけば、恐らくここも時間の経過とともに三角州が形成されると思います。

既につくられております航空写真等を検討して頂いて、将来的にはこういう形状になるだろうというのはある程度推測できると思いますので、できるだけ手を加えずに自然の状態を見ていくということが大事だと思います。ただ、洪水防止の意味もあるので、真ん中に中州ができれば、そこはある程度検討する必要はあるかと思いますが、何でも手を加えるのではなくて、時間的経過とともに自然に河口域が形成されていくのを見つめていくというか、観察していくということも是非やって頂きたいと思えます。

川那部部会長

他にいかがでしょうか。そのところは、つまり概略設計、詳細設計の実施と書いてある言葉だけではなくて、その後どのようになっていったら、どうなるかという議論があるべきだというのが西野委員のご意見ですね。或いは、時間をかけて自然がしていく方向がある程度見きわめながら、それを少しずつ変えたりできるような概略設計なり詳細設計であるべきであるということですね。

西野委員

はい、そういうことです。もう既に三角州等が河口に形成されておりますし、河口部から湖側にもある程度形成されていますので、そういうものも考慮に入れてやっていくべきだと思っております。

川那部部長

他にはいかがでしょうか。

2つ3つ北の方の川だったかと思えますけれども、恐らくは砂の出る量がかなり減っているために護岸が削られていくという問題があったと思えます。三角州ができ上がるということとあわせて、今後、野洲川から砂などがどの程度供給されるか等によっては、問題も変わってくるわけです。野洲川の上流から河口までの間の土砂等々の流出の話は提言にもあったと思えます。そういうものに関する大まかな予測に基づいて三角州について、或いはそれ以後、浜欠けが起こるようなことにならないか等も含めた予測も、検討の時には非常に重要ではないかと思えます。その辺は水山委員が一番詳しいかも知れません。

それから、従来の考え方からすればこれは整備とされにくいと思うのですが、ここに手を加えてこのようにするという河川整備計画の他に、この部分は、少なくともしばらくの間は手を加えないというような河川整備計画もあってよいのではないかと私は思います。

小林委員

「縦断方向の河川形状の修復の検討」の中で、例えば、家棟川がこの対象になっている河川だと思いますが、典型的な天井川の家棟川のような河川において掘削というような整備は入らないのでしょうか。特に天井川のような瀬切れが起きてしまうような河川については、掘削をして流水の連続性を持たせるというようなことは整備の中に考えていませんか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉）

瀬切れの問題は野洲川にとって大変重要な問題だと思っています。その他、草津川もそうです。これをどう解消するかについて、我々としては、今名案がありません。伏流してしまいますので、掘削を多少したところで難しいという思いがあるのです。伏流しないように、河床に水が漏れていかないような措置をとるといって、かなりハード的な対応もあるのですが、それはまた周辺の地下水に及ぼす影響もありますので、名案は浮かんでおりません。ただ、問題認識として瀬切れの問題は、検討すべき大きな課題の1つだと思っております。

小林委員

今の問題ですが、伏流水となっているのは間違いなことと、もう1つ滋賀県の河川の特長で、殆どが天井川になっているわけです。その意味で、堆積した土砂を掘削することによって流水の確保が補償されます。河床に浸透していつてしまうのではないかとということについても、滋賀県の河川を大まかに見ますと、その河床には粘土質で固い古琵琶湖層が存在していますから、流水は古琵琶湖層の河床には浸透していかずに、少なくとも、そうした河川の地質構造した部分では流水が確保されることが十分に考えられます。また兩岸の河畔林を残すという意味でも、是非掘削という整備手法も入れてもらいたいと思えます。ただ、これは滋賀県の河川に限られているかもしれません。

西野委員

済みません、もう 1 つあります。例えば 2)「横断方向の河川形状の修復の検討」の に内湖、湿地帯の環境回復が挙げられているのですけれども、今の琵琶湖の生態系で非常に大きくなっているのは外来種の問題です。9 ページの(3)に「外来種対策の推進」とあり、リリース禁止等が書いてありますけれども、なかなかモラルのある方ばかりではありません。やはり外来種が例えば内湖とか湿地帯に進入しにくい、或いは繁殖しにくい環境構造というのを検討して頂いて、そういうのを幾つか実験的に行って、内湖湿地帯の復元の時に、そういうものも視野に入れて実行して頂きたいということです。

最初に施策の連携という話をしたのですけれども、やはり例えば水位の問題とか外来種の問題などを連携して 1 つの地域で実験的にやっていって、それでうまくいけば全体に広げるといような方式をとって頂きたいということです。

川那部部会長

今のような、全体として考えるというのは非常に大事な問題で、多くの部分について必要です。時間が大分過ぎてきたので、私から質問をしますと、西野委員、今の外来魚に関連して、実験的なものをすぐにでも実行したらどうかということに関して、非常に大雑把でもいいのでマスタープランのようなものはありますか。

西野委員

琵琶湖・淀川水質保全機構が Biyo センターというのを草津でやっているのですけれども、そこでは殆ど外来種が入ってこず、在来種が非常に多いことがわかっております。それは何故かというのはいろいろ意見があるのですが、1 つは入り口が 5cm × 5cm か何かのゲートになっていて、そのゲートをくぐらないと入ってこられないという現象がわかっております。恐らく琵琶湖の水位が高い時には、そのゲートがあるために外来種、特に大型個体が入りにくく、在来種の小型個体は比較的入るので、うまくいっているのではないかと思います。既にそういう研究データはある程度整っているわけですから、そのデータをもとにして幾つかの実験プランをつくれるのではないかと思います。

例えば国土交通省が家棟川等でやっておられるのでしたら、そういう実際にできるような施設があるわけですから、そういうところで試験的にやっていかれるというのが 1 つの方法ではないかと思います。その他にも幾つかアイデアはあると思います。

川那部部会長

つまり、河川整備計画の中にそういう検討も入れて欲しいという要望であると考えますと、何でも検討というわけにもいきません。優先順位をつけておもしろいものを選ぶというのは 1 つのやり方だと思うので、是非メモとしてでもそういうことを書いてもらう方がよいと思います。

このようにやってきて、河川整備計画自身に対し極めて具体的な問題について議論する

ことも非常に大事だと思いますけれども、先ほど傍聴者の方がおっしゃったように、そのやり方では抜けてしまう部分があり得ます。そこで、今のような問題も含めて、4 章から 5 章の具体的な内容のところ、各々の項目にある問題に対して、できるだけ具体的にこれは実施すべき、或いは検討すべき、この実施はちょっとおかしい、或いは具体的な内容としてはこのように変えるべき、こういう問題については河川整備計画に入れるべき等、かなり具体的な問題でも少し大き目の問題でもよいので、メモ書きで庶務へ出して頂くということは可能でしょうか。

そうすれば、それをある程度まで見た上で、このことについては少なくとも議論をしておく等が、次回以後でできやすいと思います。頭から今日のようなことを続けるというのは何か無駄なような気がいたします。

そうでないと、初めの方のところではかなり抽象的な議論でしたし、後のところはきわめて具体的か、或いはここへ載らないようなもう少し一般的な話だったので、その真ん中の辺りを具体的に書いて頂ければと思いますが、よろしいでしょうか。

中村委員

委員会での動きと、部会も地域別部会とテーマ別部会がありますよね。スケジュールからどういうタイミングでどういうことをやったらよいのかというのが、もうちょっとはつきりした方が今の意見の出し方と、それを受ける受け皿の話ができると思います。

6 月 10 日に次の琵琶湖部会がありますよね。6 月 10 日、6 月 26 日辺りに、今の部会長の提案のように、例えば 5 月末、6 月の最初の週くらいに意見を出して、6 月 10 日辺りには幾つかのものについて 2 回くらいに分けてやりましょうと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

あとは委員会が 20 日に 1 回挟まりますね。私は運営会議でどういう議論があったかよくわからないのですが、6 月 20 日はどういう議論になるのか、前回 5 月 16 日にあったものを受けるということに当然なるとは思いますけれども、その関連も含めて、どういう流れで何をどういう形で進めていくのかが重要になってくると思います。

川那部部会長

私は委員会に出られなかったので又聞きで聞いたことですが、6 月 20 日の時に、「河川管理者」は第 2 稿を出すべく努力をしていらっしゃるところであると聞いています。ですから、第 2 稿が出てくるとすれば、6 月 10 日に議論するところまでしかそこに入り得るはずがないということになります。

しかし、別の言い方をしますと、提言の内容が途中まで議論をしていた時に、その提言の内容はこうなるであろうと考えながら、第 1 稿を出して頂いたようにして、「河川管理者」は十分に考えた上で第 2 稿をお出しになると思いますので、全部を 10 日までにやってしまわなくてもよいと思っています。第 2 稿は第 2 稿ですから、やはりまたそれから後の議論もあると思うのです。

しかし、中村委員がおっしゃったように、そんなに長いこと待っているわけにいきませ

るので、26日、7月9日をやるとすれば、その辺りまでに、今申しました河川整備計画に記載すべき事項等については、できるだけ琵琶湖部会としてざっとした議論はしておかなければならないと思っています。

その前の委員会の時に聞いた話によれば、全体としては委員会でももちろん決めるわけですし、テーマ別部会は当然かなり重点的に議論をなさるのですけれども、個々の具体的な場所に関係するような問題に関しては、地域別部会で考えて欲しいというのが全体としての意見であり、またそれ以外に手はないだろうと思います。あえて具体的な細かい場所も含めて今日はやらせて頂いたのですが、琵琶湖部会では、6月中くらいにはできるだけそういうことに対するざっとしたおさらいはしておかなければならないと思っております。

寺川委員

委員が意見を出してということには私も賛成なのですが、これまでに第1稿に対して委員から意見を出しております。意見書は既になんぼって書いて頂いている方もいらっしゃいますし、特に庶務にお願いできたらと思いますが、その中から琵琶湖に関する意見を抽出して頂いて、次回の資料で出して頂けたら、重なる必要もないですし、これに加えてこういった意見をというものがあれば追加していく形にして頂けると理解が進むと思いますので、その点、お願いしたいと思っております。

川那部部会長

それでは、それは委員の方々、問題ありませんね。

では、庶務には申し訳ありませんが、よろしくお祈いします。提言についての一般的抽象的議論ではなくて、それを受けた説明資料(第1稿)及び整備内容シート(第1稿)に関する意見というところに重点を置きながら、琵琶湖部会に関して具体的に議論すべき部分についての意見を集めて出して下さい。お願いいたします。

倉田委員

先ほど小林委員がおっしゃったのでほっとしたのですが、河床、つまり川の底を掘削するという考え方は、お金がかかるとか非常に難しい等いろいろな釈明があちこちに出てくるのです。しかし、私は基本的にはそれをやらないといけないと思います。他のところでも川の問題、改修の問題で、流砂が止められてしまっているのをどう克服するか検討したいとよく書いてあるのです。

ですけれども、小林委員がおっしゃったように天井川のようになっていたり、天井川までいかなくてもかなり川が乱れて瀬ができてしまったりというところを直していくには、やはり河川を掘削して盛り上がったところは削ってしまうという基本的な姿勢をとらないと、流砂の阻害を克服できないでしょうし、魚の溯上、それから基本的に川下へ下る流下の阻害を改善できないだろうと思います。

ですから、他の難しい技術的な問題があるかもしれませんが、5ページの右側の(3)の2)に、「縦方向の河川形状の修復の検討」のところ、もう少し具体化して、河

床の掘削、整備というようなことを、1つ柱立てして頂いた方がよいと私は思います。これは魚の通り道ということだけではなくて、流砂の問題を克服できる重要な手段なのです。ところが、今見た限りでは、河床掘削についてはあまり触れてないように思えたので、そのこともお願いしたいと思います。

川那部部会長

私の理解では、河床掘削は旧建設省からのお家芸の1つでありますので、当然河床掘削をすることも、いろいろな配慮をした上で考えに入れていらっしゃると思いますけれども、今のような話も含めて、河川整備のところで考えてもらおうと良いかもしれません。

但し、問題もいろいろとあります。ですから、問題も全部含めた上で、もしある程度まで具体的に何かあれば提案をして頂くと、今度ここでまた議論が起こるかもわかりませんから、是非よろしくお願いいたします。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉）

河床掘削をする治水上のメリットはもちろんありますので、そのために行うことは当然あり得ると思っているのですけれども、環境上どういうメリットがあるのかについては、私どももこの第1稿をつくるにあたっては十分に検討しておりませんでしたので、その点について、是非教えて頂きたいと思います。

先ほど、小林委員のおっしゃられた河床掘削を行うことによって伏流していた水が表流水となって流れる可能性があるということについては、その可能性は十分あるかと思えますけれども、それ以外に掘削することによってどのようなメリットがあるのか、私はすぐに思いつかないのですけれども、もしありましたらまた教えて頂ければと思います。

小林委員

私はこのことについて、環境上のメリットを多々挙げてコメントで書いていると思います。例えば、滋賀県の場合には、河畔林という非常に重要なビオトープが存在していますので、部会長は掘削がこれまでの建設省の常套手段みたいなことを言われましたけど、私からしますと常に拡幅してきた、というのがこれまでの建設省の河川整備の手法だったと思います。掘削の整備のメリットは河畔林の保全以外にも、例えば中・下流域の土砂を押し出す力も掘削することで大きくなる等、いろいろ挙げてありますので、見てみて下さい。

現実に、県事業ですけれども愛知川の河川整備では貴重な河畔林を保全するために、河床の掘削を主な工法として採用しております。

水山委員

掘削はやはり短期の環境破壊が発生しますし、濁りも発生しますので、ある意味ですつと押さえてきたのです。もちろん、高さに合わせていろいろなものが周辺にでき上がってしまったということもあるのですけれども、かなり長期の長区間の計画を立てた上で議論

する必要があります。今言われた、掘れば土砂がたくさん出るというのは、多分逆だと思いますし、総合的に検討した上でお願いしたいと思います。

川那部部会長

それは当然だと思いますので、提案して下さる方は、できるだけ各人のお考えの範囲内具体的に言って頂くという形でお願いをいたします。

小林委員

済みません、1 つだけ。前にさかのぼるのですが、嘉田委員の方が 5.1.2 で、小学校という言葉を入れるような話を出されたと思いますけれども、学校の方から主体的に教育として環境学習というような形で関わっていくのは可能だと思いますけれども、一律に小学校という形で教育現場を無視して、こちらの方から一方的な形で言われても困るし、教育の現場や子供たちの本心を理解していないと思います。

川那部部会長

先ほど嘉田委員のおっしゃったのは小学校ではなくて、小学校区という、そういう地域ということだったと思います。そのところもいろいろな問題があるでしょうから、是非よろしく願いいたします。よろしいですか。4 時にはどうしても終わらさないといけません。

宗宮委員

最後の貴重な時に申し訳ありません。第 1 稿をずっと読ませて頂きまして、少なくとも 20 年、25 年先までの話を規定するとなると、やはり実施をすとか検討するという形で書かざるを得ないのですけれども、検討の中身も、5 年後にやるのか、10 年後にやるのか、25 年後にやるのか、何らかの差があるはずですがそれがわからないのです。同じ検討という言葉を当てないで、検討した上で 5 年後にチェックし直してやるかやらないのかを決めますというものもあってよいと思います。

それから、もう 1 点、先ほど水位と生態系の話がありましたけれども、水位が決まらなければ生態系が決まらないということもありまして、どちらが先なのか後なのか、順番みたいなものもあるのではないかという気がしますので、その整理をして頂きたいと思います。

川那部部会長

最初に私も申しましたように、検討にもいろいろな検討があるでしょうから、できるだけそういうものを分けて考えて頂きたいと思います。

琵琶湖部会として委員会に提出する意見については、皆さまにまた文書を書いて頂くようなこともあるかもしれませんが、その点も含めてどうぞよろしく願いいたします。

それでは、あとの日程ですが、私が言ったのを後で庶務から言って頂けますか。委員会

の日程の6月20日、7月12日というのは決定ですね。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

はい、そうです。

川那部部会長

今のところ、7月から8月に1回は開かなければならないのではないかと議論になっていたと思いますが、大体そんなところですね。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

はい、そうです。

川那部部会長

琵琶湖部会も含めて、テーマ別部会もありますので、あまり何遍もやると非常に忙しい方がいつも欠席なさるので、できたら多くやりたくはないのですが、申し訳ありませんが、ここに書いてあります予定を全部、一応あけておいて頂けませんか。

ずっとご欠席という方は意外にないので、ばらばらに来て頂ける可能性がありますので、申し訳ありません、6月10日の火曜日を予定させて下さい。6月26日の木曜日も予定させて下さい。7月9日の水曜日も予定させて下さい。それから、7月14日から18日というのは、一番数が多いのが7月18日の金曜日の午後ですので、7月18日金曜日の午後1時30分を一応お願いしたいと思います。

8月にも開かなければならないのではないかと考えておきまして、委員会がある可能性もあるのですけれども、8月下旬辺りに琵琶湖部会を開くことが可能かどうかについて、庶務から開いている日を聞かせて頂きますので、その辺についても決めておいて頂ければと思います。

今のところ、全体としては9月くらいにはある程度の結論を出したいというのが委員会の意見です。いろいろな形で延びる可能性もありますけれども、努力目標9月末だと聞いております。ということで、今後の琵琶湖部会については、6月10日、26日、7月9日、7月18日、8月下旬でお願いしたいと思います。

最後になりましたけれども、5月25日の琵琶湖部会での一般意見聴取試行の会につきましては、特にやって下さって頂いている方から既にこういうものを出して頂いています。嘉田委員、寺川委員、松岡委員、三田村委員、村上委員、中村委員が主に考えて下さって、このような形で進めることになっております。

私は1月にこういう試行の会をやることは、定足数を持っている部会ではないということとは申し上げたのですが、一般意見聴取試行の会をひとつのやり方として部会として認めるかどうかについてその時決めなかつたらしいので、確認をさせて頂きたいと思っております。前に外へ出ていろいろやらせて頂いたのと同じように、定足数等々とはやりませんが、琵琶湖部会の行事としてやらせて頂くということによろしいですね。

では、そういうことで、できるだけたくさんの方に出て頂きたいと存じます。25 日、日曜日の 13 時 30 分から、大津の商工会議所で開催ということになっておりますのでよろしくお願ひいたします。

1 分くらいで、その件について何かおっしゃることがありますか。

寺川委員

現在、12 名の方から参加申し込み、発言希望が来ていまして、この後、若干メンバーで選考させて頂いて発表して頂きます。多数の方のご参加をお願いしたいと思ひます。

川那部部会長

琵琶湖部会としてではありませんけれども、琵琶湖部会以外の他の委員の方にもお知らせはしていると思ひますので、そちらにもお声をかけて頂ければと思ひます。

特に何かありませんでしょうか。庶務から何かありませんか。

それでは、次からはもう少し今の説明資料のところをうまく進められますように、具体的な意見を文書で頂きたいと思ひます。既にお出しになったものは結構です。期限は今月末にさせて頂いてよろしいでしょうか。庶務までお出し頂きますと、10 日までの間に全部整理をした上で議論ということになると思ひます。遅れた分は当日になってしまうかもわかりません。できるだけ 31 日までにお願ひします。

あと 2 分ほどで 30 分延長になるのですが、特に何かご発言はありますでしょうか。

そしたら、これで庶務の方へお返しいたします。

庶務 (三菱総合研究所 柴崎)

それでは、次の部会は 6 月 10 日の火曜日になっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、これにて淀川水系流域委員会第 22 回琵琶湖部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上

議事録承認について

第 13 回運営会議 (2002/7/16 開催) にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1 . 議事録 (案) 完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する (確認期間 2 週間)。
- 2 . 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
- 3 . 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。